

(第二類 第二号)

第六十七回国会 衆議院 沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録 第六号

(九五)

昭和四十六年十一月十七日(水曜日)

午前十時九分開議

出席委員

委員長 床次 徳二君

理事 金丸 信君

理事 二階堂 進君

理事 毛利 松平君

理事 細谷 治嘉君

理事 門司 亮君

理事 天野 光晴君

理事 石井 一君

理事 小淵 恵三君

理事 大野 明君

理事 加藤 陽三君

理事 佐藤 文生君

理事 正示啓次郎君

理事 田中 龍夫君

理事 谷川 和穂君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 村田敬次郎君

理事 山下 徳夫君

理事 井上 普方君

理事 川俣健二郎君

理事 武部 文君

理事 山口 鶴男君

理事 齋藤 実君

理事 東中 光雄君

理事 國場 幸昌君

理事 徹郎君

理事 久保 三郎君

理事 中川 嘉美君

理事 池田 清志君

理事 宇田 國榮君

理事 大石 八治君

理事 大村 襄治君

理事 木野 晴夫君

理事 佐藤 守良君

理事 田中伊三次君

理事 谷垣 專一君

理事 藤波 孝生君

理事 箕輪 登君

理事 森 喜朗君

理事 豊 永光君

理事 石川 次夫君

理事 木島喜兵衛君

理事 美濃 政市君

理事 桑名 義治君

理事 田畑 金光君

理事 米原 和君

出席政府委員

郵政大臣 廣瀬 正雄君

自治大臣 渡海元三郎君

國務大臣 山中 貞則君

國務大臣 中村 寅太郎君

國家公安委員長 西村 直己君

行政管理局長 大石 武一君

防衛庁長官 佐藤 達夫君

人事院総裁 茨木 広君

人事院事務局長 尾崎 朝夷君

給与局長 砂田 重民君

總理府総務副長 鶴崎 敏君

防衛庁参事官 久保 卓也君

防衛施設庁長官 島田 豊君

防衛施設庁総務部長 銅崎 富司君

防衛施設庁総務部長 木部 佳昭君

防衛施設庁総務部長 栗山 ひで君

防衛施設庁総務部長 岡部 秀一君

防衛施設庁総務部長 岡田 純夫君

防衛施設庁総務部長 田辺 博通君

防衛施設庁総務部長 眞家 克巳君

防衛施設庁総務部長 川島 一郎君

防衛施設庁総務部長 伊藤宗一郎君

防衛施設庁総務部長 伊藤宗一郎君

防衛施設庁総務部長 伊藤宗一郎君

防衛施設庁総務部長 伊藤宗一郎君

防衛施設庁総務部長 伊藤宗一郎君

防衛施設庁総務部長 伊藤宗一郎君

防衛施設庁総務部長 伊藤宗一郎君

防衛施設庁総務部長 伊藤宗一郎君

防衛施設庁総務部長 伊藤宗一郎君

防衛施設庁総務部長 伊藤宗一郎君

防衛施設庁総務部長 伊藤宗一郎君

防衛施設庁総務部長 伊藤宗一郎君

防衛施設庁総務部長 伊藤宗一郎君

防衛施設庁総務部長 伊藤宗一郎君

防衛施設庁総務部長 伊藤宗一郎君

防衛施設庁総務部長 伊藤宗一郎君

防衛施設庁総務部長 伊藤宗一郎君

防衛施設庁総務部長 伊藤宗一郎君

出席國務大臣

法務大臣 前尾繁三郎君

外務大臣 福田 赳夫君

文部大臣 高見 三郎君

厚生大臣 斎藤 昇君

運輸大臣 丹羽喬四郎君

第二類第二号

沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録第六号

昭和四十六年十一月十七日

通商産業政務次官 稲村佐近四郎君

運輸省自動車局長 野村 一彦君

労働政務次官 中山 太郎君

外務省アメリカ局北米第一課長 千葉 一夫君

沖繩及び北方問題に関する特別委員調査室長 綿貫 敏行君

委員外の出席者

委員の異動

十一月十七日

武藤 嘉文君

村田敬次郎君

補欠選任

補欠選任

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

本日の会議に付した案件

沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案(内閣提出第一号)

沖繩の復興に伴う関係法令の改廃に関する法律案(内閣提出第二号)

沖繩振興開発特別措置法案(内閣提出第三号)

沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案(内閣提出第六号)

國家公務員法第十三条第五項および地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求めめるの件(内閣提出、承認第一号)

沖繩平和開発基本法案(細谷治嘉君外十六名提出、衆法第一号)

○床次委員長 これより会議を開きます。

内閣提出にかかる沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律案、沖繩の復興に伴う関係法令の改廃に関する法律案、沖繩振興開発特別措置法案、沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案、國家公務員法第十三条第五項および地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求めめるの件及び細谷治嘉君外十六名提出にかかる沖繩平和開発基本法案、以上の各案件を一括して議題といたします。

質疑を続行いたします。漢徹郎君。

○漢徹郎君 前回に引き続き、ただいま委員長から話のごさいました各法案に關連して、質疑を行ないたいと思ひます。

まず、最初に外務大臣にお尋ねをいたしたいと思ひますが、去る十日の日にアメリカの上院の本会議におきまして、返還協定の批准案件について賛成八十四、反対六で承認が得られたわけであり、これについて外務大臣はどういう受けとめ方をしておられるか、まずお尋ねをいたします。

○福田國務大臣 かねて私は申し上げておるんですが、今回の沖繩の施政権の返還、これは歴史的な偉大なできごとである。それは何かと申しますと、一つは沖繩県民の熱情、それからまた同時に、一億本土の國民の沖繩県民に対する同情、こういうこと、これともう一つは、やっぱり歴代政府の努力であつたと思ふのです。その歴代政府の努力の背景には國力の伸長、わが國の經濟力が強大になつた、アメリカに対する発言権も大きくなつてきた、これが背景をなしてゐる、そういうふうに考えます。しかし、同時に第三の問題は、やはり日米友好の關係がその基盤にあつた、こういうことをごさいますと、この三者が結合された力、これが今回の偉大な沖繩返還を実現したと、こういうふうに見ておりますが、アメリカ

の上院においていろいろ取りざたがありました。

あるいは場合によつたら三分の二という票がそろわないうんじやないかという見方さえ一時はありましたが、これがいま御指摘のように八十四対六という圧倒的な多数をもって可決されたという事になりましたのは、この三つの柱が結合された上、強固な基盤が沖繩返還についてでき上がった、それが沖繩の協定審議に際してアメリカの上院にも反映されたんだと、こういうふうな受け取り方をいたしておるわけでありす。

○委員 私は、一刻も早い返還を実現するという観点から、ぜひとも四月一日の実現に最大の努力をしていただきたいと思つておる一人でありすが、ただいまお話がございましたアメリカ上院の本案承認によつて、実現の可能性は非常に強まったという判断をいたしております。

過般質問に答えて外務大臣は、何ぶん二十数年という長い間アメリカが沖繩に、ことばは悪いございすが、居すわつておつた関係等から、いろいろのちりあつた、おりがたまり込んで、その掃除はなかなか容易でない。したがつて、アメリカ側は七月一日というふうな考えをしておるといふうに受け取れるようなお話があつたのでございすが、私はむしろ今回の上院承認によつて、当方の準備さえも可能であれば、四月一日は実現し得るというふうに考えております。といひますのは、引き渡しよりも、むしろ受け入れのほうが準備の体制としては実はたいへんでございまして、今国会に提案になつておる各種の国内関連法案がかりに通りましたも、あとに続いて各種の行政措置も必要になりましようし、それ以外に予算その他の実体的な受け入れ体制の整備も当然必要でありますから、四月一日実現のためにはむしろわがほうの受け入れ体制、これを急ぐことが先決であるし、そのことによつて可能になるというふうに考えておりますが、この点いかがでございすか。

○福田國務大臣 お話は私も同様に考えます。つまり沖繩返還は、円滑にこれがとり行なわれると

いうことを前提条件として考えなければならぬ、こういうふうに存じます。この円滑な返還はどうやつて行なわれるかという、アメリカ側にも準備の必要がある、またわがほうにおいても準備の必要がある。その準備の進行状況はどうかといひますと、まず何よりもこの協定の承認であり、協定関連法案の成立である、こういうふうな考えますが、アメリカには関連法案というのはいない。そこでこの協定だけの問題ですが、これがもうとにかく可決されてしまつた、もう批准を待つばかりである、こういう状態になつてきておるわけでありす。その他、沖繩の現地におきましてとり行なうところの諸準備がありましようが、これは取り急ぐようにお願ひをし、鋭意米側側においてわがほうはどうかと申しますと、まだこの協定にいたしましても御審議中でありす。また関連法案につきましても御審議中である。そういう状態では、この諸準備の基幹になる協定関連法案というものが、まだアメリカに比しますと日本のはうは一歩おくれである、こういう状態でありすので、何とぞこの協定と関連法案がすみやかに成立するようにと、私もはお願ひをいたしておる次第でございす。

アメリカの上院の外交委員会におきましても、それがこれ、こういつて具体的に言うわけじゃないけれども、一般的に日本の協定関連法案といふものの成立を批准の前提として考えておいてもらいたいというふうなコメントをつけておられますが、そのコメントを待つまでもなく、主體的にわがほうとして考えまして、円滑なる沖繩返還が実現されるためには、協定はもちろんでございすが、これに関連する、これを執行するためには必要、あるいはこれに関連するところの諸法案が成立しておるということがどうしても欠くべからざる前提になるわけでありまして、私は、そういう意味におきまして当委員会の御審議、ひとつすみやかに進行されんことをお願ひしたいという気持ちでございす。そういう努力を積み重ねてま

いりまして、念願の四月一日復帰ということが実現せられるようにというのを目標といたしまして、私どもも鋭意努力をいたす所存でございす。

○委員 たいだいま外務大臣からお話がございまして、米側には関連法案がないのだ、あるとすれば現地の準備体制だけである、こういうお話をいただいたのでありますが、実はアメリカ側の当方に対する、向こうからいへば引き渡し準備でございまして、そのために、去年の十一月九日に、準備委員会が米民政府の諸権限の日本国への移行を意思するための合意というのが行なわれたわけでありす。それで、第一段階において、協定署名の日までに具体的な諸権限をできるだけ早く移していく、そのためには一部琉球政府に対して委任するものもあるし、また日本政府に代行してもらふものもあるし、またいろいろな行政を進めるにあつて日本政府に参加してもらふものもある。それにつれて、現在、現地にあるアメリカの民政府は逐次その諸権限及び機能を停止していくんだということで、具体的な取りきめが行なわれたわけでありすが、その後第二段階としては、必要な立法府の支持が得られる日まで、つまり国会における承認が実現する日までで、第二段階として、逐次移しかえていくんだというふうな合意があるわけでありすが、その点に關して、まず二点お伺ひしたいと思ひます。

第一点は、必要な立法府の支持、これについては先ほど外務大臣から話があつたようでありすが、具体的に、必要な立法府の支持といふのはどういうことであるかということ。それから第二点は、もうすでに署名の日が六月でありますから、それ以来五カ月余を経過したしておるわけで、当然第二段階の具体的な話し合いというものはかなり進むか、もしくはまとまつておる時点だろうと思ひますが、その内容についてお尋ねをいたします。

○福田國務大臣 本件を担当いたしております千葉課長よりお答え申し上げます。

○千葉課長 御答へ申し上げます。

第一のお尋ねの、必要な立法府の支持についてでございますが、これはアメリカの上院による承認及びわが国会による御承認でございす。

次に、第二段階につきましても話はいかように進んでおるかというお尋ねと存じますが、これにつきましても、たいだいまいろいろ米側と下話をしておりまして、各省とも種々意見を徴しておる段階でございす。

○委員 一番先に申し上げましたように、すでに米上院における承認手続は済んでおるわけでありすから、たいだいま話もございまして、当然第三段階に移る。したがつて、実際に復帰の時点において、これだけはどうしても復帰の日まで残しておくけれども、それ以外は全部日本の政府に事実上おまかせをするんだというふうな形を、一刻も早く合意を取りつけ、実現することが促進のために必要であらうと思ひますので、そういう向こう側の引き渡し準備といひますか、それを当方の受け入れ準備と並行して促進していただきたいというふうに思ひますが、外務大臣の御所見を伺ひます。

○福田國務大臣 協定が批准になりますと、二カ月後に協定の効力は発効することになりまして、その発効の瞬間におきまして復帰が実現するということになるのです。でありますから、この協定の批准発効の日にはアメリカの施政権が日本に移つてくる。それが一日の間に移行される、諸手続は一日の間に移行されるということになります。したが、それに対しては、その返還の日一日で行なわれるところのいろいろな手続等が順調に行なわれ、しかも、その実態がまた円滑なる移管でなければならぬ、こういうふうな考えです。したが、いま、前広に準備が必要である。いま御指摘の三段階の手続、これはいま極力進めておるわけでございすが、御指摘のような考え方のもとに、なるべく返還日以前において諸準備を整う、

つまり日本政府への事実上の移管が実現をされておるといふ状態をつくり出すために最大の努力をしてまいりたい。これが円滑なる返還の一番大事な要点になってくるんじゃないか、さように考えております。

○委員 次に、公用地等の暫定使用法関係についてお尋ねをいたしたいと思います。

まず第一点は、この法律の性格についてであります。これは名のごとく経過的な、文字どおり暫定措置である。先ほどから話がありましたように、日米それぞれの立場で、復旧に備えて受け入れ及び引き渡しのための準備措置を早急に整える必要があるわけですが、何ぶん二十数年という長い年月にわたって異種、異質の制度、体制下のもとに置かれておったものを、復旧の時点で、形の上から申しますとまさに瞬間タツチ方式で移しかえる、こういうことになるわけでありまして、そのことは突如と比べまして当然すぎ間が出る、これは理の当然であります。いわば形式的と突如との乖離、断層、こういうものをどうやって埋めていくかという問題であるかと理解いたしますが、そういう空白を生じないようにやむを得ずとる、まさに緊急特例的な措置であるというふう

に理解していかどうか。

それに関連して、本来ならば当然土地の所有者、地主の皆さんと協議をして、それに基づく合意が得られる、これはもうもちろん大原則であります。やむを得ない場合も、これまた本来ならば既存の土地取用法等の国内手続によるべきではあるけれども、さつき申したように瞬間タツチという形をとらざるを得ないために漸進的には継続使用を行ないながら、他方今後の方針としては基地の縮小をはかつていく、こういう政府のいままで示された考え方、それに基づく現実の事態、これを踏まえて、これまたそういうためにとる非常のいわば緊急避難的な措置であるというふうに解していいかどうか、それが第二点。

第三点は、この方法以外に適当な方法があるかどうか、その点について防衛庁長官のお答えをいた

だきたいと思ひます。

○西村(直) 国務大臣 たいまお尋ねの公用地等暫定使用法案、その名の通り、一つは公用地等でございます。一つは暫定使用、この二つに性格がなっているわけでありまして。この問題につきましては、何としても非常に大事な土地でありまして、これはもうよくわかりました。したがって、その中で巨大なもの、占領下時代からずっと大きな基地が存在しておる。これは将来の沖縄のためにも非常に不幸なことである。でありますから、基本的には基地を整理統合するという方針、返還協定にも一部そういう形は出ておりますが、万全でない。これは今後ともできる限り政府が努力をしてみたい。

また、第二は公用地等でございますが、公用地等と申しますのは、第一は、何と申しても安保条約下の米軍の基地、第二は、国の作用としてあるいは公共的な作用として、いわゆるファンクショナルとして引き継ぎのときに引き続いて使わしていただきたい、こういうようなものがどうしても国家の条約とか国家の機能とかで、あるわけでありまして、ところが、沖縄の特殊性から申しますと、たくさん民有地の地主さんをお相手にする。したがって、できる限り復旧前に円滑なお話し合いももうすでに進めつつあるわけでありまして、復旧の時点でどうしてもお話し合いのつかない方々が相当残る。関係の公用地あるいは公共用地としましては、それを使う以上は権限がなければいけません。権限なしに土地を使うというわけにいかない。そうすると、その間を暫定期間を設けて、そして使用権を立てさせていってその間にお話し合いを進め、あるいはどうしてもお話し合いがつかない場合はその他の措置によってやっていく、一定の期間の暫定経過措置、こういうふうにか、考えていただきたいのであります。したがって、この法律案を将来改正して、さらに延長する

などという考えは全然ございません。

○委員 次に、この手続についてであります。復旧の前にあらかじめ告示をするというふう

な形で行なわれるわけですが、これに関しまして、これは一方的な処分じゃないか、それでもって所有権あるいは使用収益権を制約するというのは、いわば戦前の国家総動員法にも比すべき前例のない強権法であるというふうな見解があります。が、そのような性格はこの法律のどの点にあるか、ひとつ長官の見解を承りたいと思ひます。

○西村(直) 国務大臣 まあ一部では、これは非常に国家総動員法的な無理があるのではないかと、うお説も聞いております。ただ、御存じのとおり、今日の憲法また国家のいろいろな行政運営というものは、あくまでも最高機関である国会の御審議の中でものをきめていく。しかも、憲法自体が非常に、それぞれの権利を尊重する考え方が基本的に違ふ。その中で、この沖縄の特殊性に対して、こういう法律をつくらしていただく。

そこで、告知の方法にも、通知、告示、いろんな種類があると思ひますが、この法律の場合には、告知の方法として、関係の土地の範囲と使用方法を定めて、復旧前にあらかじめこれを告示、周知徹底する、これで関係地主等は、自分の土地が本法の対象となるということがあらかじめ予知できる仕組みになっております。

通知の方法によらなかつた理由は、本件の使用の効力が復旧と同時に一斉に画一的にあらはなれば、さっきのように空白が生じては、これはいわゆる公用地等の使用に意味がなくなる。もちろんその間には、大部分は契約で済むと思ひますが、しかし契約が残つたような方々に對しては告示をする。そうして、その間につないでいて、直ちに今度は遅滞なく通知をしていく、こういうふうにしてまいりたいから、これでもって私も土地使用については、地主の権利を侵害するといふふうには考えておらない次第でございます。

○委員 先ほど公用地等というところで内容にお触れになりましたが、アメリカ軍に提供すると施設、区域、あるいは水道であるとか電気であるとか道路あるいは航空保安施設等の敷地として必要

な土地については、これは当然いままでの状態を継続して使用するわけでありまして、経過暫定措置というふうな形になるのは当然でございます。が、自衛隊の場合は新たに配置されるという形になりますので、いささか前二者とは性格が違ふのじゃないかというふうな気がいたしますが、この点についての御見解はいかがですか。

○西村(直) 国務大臣 自衛隊というものの性格から申しますと、やはり今日の自衛隊は国家の機能の中で、昔のように統帥権がある軍隊ではございません。あくまでも行政の作用として国土を守る。したがって、これ自体がもうすでに憲法上普通の行政、いわゆる公的作用、私は国家の行政の一つの分野だと思ひます。それに対して継続してやらしていただく。その場合に自衛隊というものが従来の、やはり新しくここでもって拡張して地域をとって暫定使用するのではなくて、従来のいわゆる米軍の施設の一部をそのまま返還になると同時に引き続いて使わしていただく、こういう趣旨からいって、私は大抵性格は同じと受け取って、それで自衛隊用地も他の公用地、それから駐留軍のほうは御存じのとおり安保条約上の義務、こういうものと並べまして、暫定使用の性格のものとして扱わしてこの法案をつくって御審議を願つていのであります。

○委員 先ほどから申しましたように、何せ二十数年という空白を置いての本土復帰でございますから、当然特殊事例の事態である、こういう認識に立ちますならば、使用の手続そのものもこれまで異例でございまして、多少簡略化されるという点はやむを得ないと思ひますけれども、その手続の中身について、従来のいろいろな手続あるいは使用の範囲、そういうものを越えて、恣意的に従来以上の強権による収用をはかつていく、よもやそういうことはございませうと思ひますが、一部に憲法の容認する範囲を逸脱してお

るという意見もございまして、これは合憲なんだ、憲法の容認する範囲内のことなんだ、こういうことをひとつ理論的に告示をいただきたいと

いうふうに思います。

○西村(直)國務大臣 私は、憲法の専門家でもなし、したがってあまり理論的でない点は、ひとつ足りなければ法制局からさらに詳細に御説明を願いたいのであります。

そこで一番問題になるのは、これは憲法の何に基づいたか。私どもは、憲法二十九条の、公共のために個人の財産権に対して国家としてこれをいる制約をする、そのかわり正当ないわけの対価を払ってやる。公共目的にかなうかどうかという点が、一つの最大な問題になってくると思います。これにつきましても、もうすでにこの機会に申し上げましたけれども、こういった例は小笠原の返還の場合にもございました。それから内地の、本土の講和条約発効後における駐留軍の土地につきましても、こういった憲法二十九条によって特別措置法をつくっておくという等、国会でもあって、それらが合憲性を認められて、国会ですべてに御審議を願ってそれを使っておる次第でございます。

そういうような趣旨から、他の憲法上の条章についてこまかに私は申し上げませんけれども、本法案は、先般個々の条文中、憲法の条章につきましても法制局長官から御説明申し上げましたように、これはもう私ははっきり合憲、憲法のワケ内でこの法律を御審議を願っておる、こういったてまえてでございます。

○委員 この法律は実際に適用せずに済めばこれにこしたことはない、そういう性格の法律であらうと思いますが、かりに適用した場合も、一方的な押しつけである、あるいは強権発動であるというふうな印象をできるだけ与えないようなほかの方法を同時並行的に講ずることによって、本法に対する評価、考え方というのはかなり変わってくると思ひます。

そこで三点ほどお尋ねをしたいのであります。第一点は政府の態度、姿勢、それから沖縄県民の皆さんに対するPR、内容の理解をさせていただくこと、それから説得努力、これが必要なことは

当然であります。同時に、土地所有者の方々の意思なり意見なり希望なりのくみ上げ方によって、かなり違ってくるだろうと思ひます。その点、第一点まずお尋ねをいたします。

○西村(直)國務大臣 全くそれは私も心得るべきことでございます。これがなくしては、この法案というものはむしろ害になります。それから、理想からいえば、この法案などは出さぬほうがいいのでございます。しかし、こういったある施政権下に置かれ、なかなか、御存じのとおり直接手を突っ込んでわれわれが詳細な調査ができないというふうな過程で、瞬間タッチではありませぬけれども、円滑な引き継ぎをするには、こうした暫定使用というものが最小限、いわゆる一つの保障としてと申しますか、そういうような立場からこの法律というものは存在をさせていたいただきたい。しかし、その前提はあくまでも契約でいく。そこで契約にいく前に、まずこういう法律をちらつかしておいてはいけないというので、事前に、予算のワケではございますが、こういったような姿勢でいきますよという具体的行動をとったのが、地主等の御要望もかなりしんじやくいたしまして、来年度予算に借料を中心にしたものを相当多額に要求をし、と同時に、現地に對しても、できる限り私どもはこの法案以前から地主系統の方々にお話をし、市町村長にお話をし、同時にこの法案が国会へ提案になると同時に、われわれのほうから琉球政府なり市町村長にまた御説明にもあがっておる、今後でもできる限りこの法案が最小限に使われると申しますか、最小限しか効果はない、むしろそれ以前の、いわゆる政府の態度、御説明、受け入れ態勢、御理解、こういった中で事を処理してまいりたい、全く私は皆さんのおっしゃることには同感でございます。

○委員 それから第二点といたしましては、各種のいわば一種の救済措置と申しましょうか、そういうことについて、どの程度の考慮があるかという点であります。御承知のように、行政不服審査法に基づく不服の申し立て手続というものが

ございますし、また行政事件訴訟法に基づく訴訟の道もございましょうし、あるいは収用委員会の裁決に基づく各種の損失補償措置、こういったものが考えられますが、以上申しました点について、手続の上で特別の何か配慮があるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○西村(直)國務大臣 法律の細部でございますから、あるいは足りない点は施設庁から説明させてもよろしゅうございしますが、私の大体存じておりますところ、この法案の第二項、対象土地の区域や使用方法の告示というものが一つございしますが、これは明らかに行政不服審査法、行政事件訴訟法の行政庁の処分である、こういうふうに考えますから、これが違法、不当であると主張なさる土地所有者、いわゆる地主さん等は、これらの法律によって異議の申し立てあるいは行政訴訟を提起することができるといふふうにわれわれは解釈しております。

それから、これは適正なものを勘案して適正な価格を補償として立てるのであります。これは従来は、アメリカの場合には五年ごとでありましたが、日本政府に移行されました毎年度算定して、近傍類似地の借料等の値上りもそれに合わせて補償ができるようにしておる。補償の話合いがまとまらない場合には、収用委員会に適正な額の判定を依頼するというような、いろいろな措置はとっております。

○委員 第三点は、いわば一種の代償措置と申しまししょうか、特別な財政措置さつき話がございしました借料、これについての特別措置もお考えになつておるようございします。当然現在ある基地周辺整備法に基づく各種の財政措置、これもとられることになろうと思ひますが、過般の質問にございしましたように、二百十五億というふうな数字が出ておられますし、このうち百八十八億というのはいわば一種の本来の借料、地代部分であるというふうなことも伺つておるのであります。まず第一点は、この二百十五億といわれるものの内容について多少詳しく御説明いただきたい。

第二点は、その中に他の公用地、道路とか電気とか水道とか、そういうものも含んでおるのかどうか。過般の質疑では必ずしも明らかでなかったようでありまして、その点を明らかにしたい。

第三点は、先ほど申し上げました周辺整備法に基づく財政措置として、大体どのくらいをお考えになっておるのか。

以上三點お伺いをいたします。

○西村(直)國務大臣 基本的な態度としましては、私どもできるだけ地主さんの集合体である方々の御要望に近づきたい。しかし政府でございしますし、行政庁でございしますから、ただそれをつかみ金式にばつとまるのみしてどうだという形も、また国民の税金の面からいって、税金を使うものでございしますから、根拠づけなければならぬ。そういう中で、軍用地と申しますか、防衛施設で扱う部分につきましては、百八十八億というものを概算要求して、これがいわゆる六・五倍と申しますか、地主さんのほうが六・八三と申しますか、こういうような形になっております。二百十五億という地主会中心の御要求がありますが、これにつきましては、他の公用地との関係もありまして、それから、施設庁長官のほうからお答えさせます。それから周辺整備につきましても基本的態度は、沖縄が異民族の施設権下にありまして、やり方が必ずしも日本の本土におきまますような厚い周辺整備が行なわれていなかった。先般も、私どものほうの代表者が参りまして町村長にお目にかかりまして、詳細に、国内における周辺整備、たとえば騒音防止、そうしてそれによってこういう範囲まで騒音防止をやつておるといふようなものを実例をごらんに入れましたところが、最近それを御理解いただき、同時に、内地の周辺整備の状況等も、あるいはおいでになって見ておられます。その結果、かなり周辺整備に関心をお持ちになる、そこで、それをやるにはどうしても調査をしつかりして、技術的な設計を持たなければならぬ、これが一つでございます。それから当面緊急

なものをやっています。

なお、詳細につきましては、施設庁長官のほうから御答弁させていただきます。

○島田(豊)政府委員 地主会連合会のほうから当初要求ございました現行借料の六・九一倍、つまり二百十五億という金額の内容でございますが、これはその中に入っている一部、水道、電気等の要するに公共用地の分も入っておりますし、いわゆるCリストによりまして部分返還になります土地の関係も入っております。それから離島が含まれておらないとか、あるいは一時使用訓練場が入っておらないとか、あるいは非細分土地が入れられておるとか、いろいろ、私どもの算定いたします基準と違ったところがございますので、その中身につきましていろいろ突き合わせをやっておるわけでございます。

そこで、施設庁といたしましては、借料並びに借料関連経費として百八十八億を要求いたしております。これはそのうちの百五十二億というものが借料、それから三十六億が一応借料関連経費ということにいたしております。この百五十二億は、本土の場合におきまして、地目に応じまして宅地は宅地あるいは農地は農地あるいは山林は山林というふうな一つの計算の方式でございますが、その計算の方式をもとにいたしまして、沖繩の場合も算定いたしておるわけでございます。沖繩の場合におきましては、土地借賃安定法というものがございまして、それによって各市町村別、地目別に金額が算定されております。そして一般の用地と軍用地の場合にはそこに格差がございます。また、本土の場合におきましては、借料は毎年毎年その土地の条件、周囲の開発状況等に應じてこれを改定をいたしておるわけでございますが、沖繩の場合におきましては、五年間据え置き、五年ごとに若干の増額がございすけれども、五年間は据え置きというところでございまして、それにつきましても本土の基準によりまして、今後は毎年毎年周囲の開発状況に應じて算定していく、しかも、米軍の場合におきまして

は、使用開始いたしました当初に、たとえば宅地

なりあるいは農地なりあるいは山林と、この地目がございまして、原則的にはその地目は変動がございまして、原則的にはその地目は変動がございまして、その地目のいかんにかかわらずその借料を算定いたしておりますので、そういう考え方で沖繩の場合にも適用していきたい、かように考えておるわけで、そういういろいろな本土の基準をもとにしまして算定いたしたのが百五十二億でございますが、今後、地主の方々のいろいろな折衝していきまます場合におきまして、必ずしもそれで妥結できるということも考えられない面もございまして、関連経費によりまして十分その点においては地主との話し合いを了して、そして貸借契約を締結をしたい、かように考えておるわけでございます。最初申しましたように、二百十五億につきましては中身に若干私どもの算定と異同がございまして、その辺は十分調整をいたしたい、かように考えておるわけでございます。

それから、周辺対策につきましては、これは沖繩におきましては、米国の施政権下におきまして過去において十分な対策事業が行なわれておりません。本土の場合に比べて大きな開きがございまして、それを早急に私どもとしては埋めまして、早く本土の水準並みに持っていきたい、かように考えて、いろいろ米年度予算についても検討いたしましたわけでございますが、何ぶんにもまだ十分周辺対策事業に対する御認識もないという点もございまして、具体的な要求で出ないものもございまして、しかしながら、われわれとしましては、まず事態を十分把握するというところで調査費を組みますと同時に、緊急に必要な、たとえば騒音対策その他の事業につきましては、これは早急に実施いたさなければなりませんので、そういうものとして約十億程度の予算を計上いたしておるわけでございます。できるだけその予算の獲得につとめまして、一日も早く本土の水準に達するよう、今後も十分努力していきたい、かように考えておるわけでございます。

○委員 次に、暫定使用の期間についてであり

ますが、過般来しばしば話がありましたように、何せ三万数千件ののぼる、件数が非常に多い。また不明者もおれば、海外移住者もおる。あるいは不明の土地も多い。それからアメリカ軍の施政下にあるために、事前の準備が本土の場合のようにはなかなかうまくいかぬ、そういう制約もあるという点から、かなりの暫定使用期間が必要であるというところはよくわかるのであります。先ほども話がありましたように、本法にも書いてございすけれども、何より肝心なことは、かりに復帰が実現して本法が適用されるようになったら、本来の手續に移行する努力を急ぐことが肝心であると思ひます。この場合、五年を最大限であるというふうにしてありますが、これ以上延期の意思のないことは先ほど伺いましたけれども、さらに政令で土地または工作物の種類及び設置場所等を考慮して必要だということと定める期間ということになっておりますが、けさの新聞に、その政令案の内容らしきものがございまして、十五カ所であるというふうに書いてございしましたが、その内容について確かめておきたいと思ひますので、お示しをいただきたいと思ひます。

○西村(直)國務大臣 これは施設庁長官のほうからお答えいただきます。

○島田(豊)政府委員 この法案の二条第一項におきまして、「この法律の施行の日から起算して五年をこえない範囲内において、そして「土地又は工作物の種類及び設置場所等を考慮して必要と認められる期間」として政令で定める期間、このいうふうに規定をいたしておるわけでございます。そこで、この五年というものは、海外移住者とかあるいは所有者が不在である、そういうふうな場合がございすので、これは極力その所有者をさがし出すということが必要でございます。これにはやはり相当な期間がかかると思ひますし、それから個々の地主さん方と十分話し合いをいたしまして、賃貸借契約を円満に合意に達する、こ

ういう努力が必要でございます。

そこでこの努力は、この法律の施行前に行なうことはもちろんでございますけれども、この一条の二項にございすように、この法律の施行後といえどもあくまでもその原則である合意をとりつけるということにつとめなければならぬ、こういうことになっておりました、どれくらい地主さん方が契約に応じてくださるか、これはなかなかまだはつきりいたしませんけれども、やはり一部にどうしても残る。しかもその場合は、この契約交渉もなかなかむずかしいだろうというところでございすので、やはり相当な期間を必要とする。

それから、どうしても最終的に合意に達しないという事態が起こりますれば、本来の手續としましては米軍の、合衆国軍隊が使用します土地につきましては特別措置法、自衛隊につきましては土地取用法というふうな本来の手續をやつていく必要もある。こういふふうなことで、いろいろ総合勘案いたしまして、五年というところが一応妥当であろうということできめておるわけでございます。

しかしながら、この五年間というものは、一たんきめましたらそのまますと五年間据え置きというものでございせんので、あくまでもやはり第一原則は地主さんとの円満な合意に達するということが努力でございます。しかしながら、中には五年の使用期間でなくとも、それより短期間でよろしいという場所もございす。そこで考え方として、やはり土地につきましては一応まあ五年、それから工作物につきましては三年と、こういうふうな原則に立ちまして、しかしながらその土地の中でも、たとえば関係者が非常に少ない、したがって、いろいろな事前の調査も比較的容易にできましようし、それから合意も比較的短期間に達せられるであろうというふうな、たとえば灯台等の航路標識、それから今回の提供施設の中には、一定の期間を限って使用を認めるという土地がございす。いわゆる一時使用訓練場でございますが、こういう土地につきまして

は、その権利の制限期間そのものが非常に短いというところもございまして、これにつきましては比較契約交渉も容易ではなからうか。それから事前にいろいろの各種の調査をいたします場合にございまして、米軍の使用している期間が非常に短期間でございまして、いろいろな立ち入り調査等も容易であろう、こういうふうなことを勘案いたしまして、この土地につきましては三年が妥当ではなからうか、こういうことで一応仕訳をいたしておるわけでございます。

○委員 ただいまの暫定使用法にしましては、先ほどから申しましたようないろいろなほかの措置を並行させて、ひとつ、一刻も早く、たゞいまお話のあった期間を事実的に短縮できるように御措置をお進めいただきたいというふうに思います。

次に、財政、予算に関連して、これは各法案に関連のあることでございますが、お尋ねをしてみたいと思います。

まず最初に、昭和四十七年度の沖縄関係予算の編成方針についてであります。この点については、総務長官からしばしば沖縄県としての予算の第一年度であるし、また今後の沖縄をつくっていく振興開発計画の初年度であつて、ここで基礎を固めることが、沖縄の将来がそれできまってしまうんだというふうな趣旨の話もございました。

そこで、開発庁を中心にして予算を編成します場合には三つの分類がなされておりました。第一番目は開発庁に一括計上する分、これは当然沖縄の振興開発のための公共事業等を中心にする基幹的な仕事、あるいは沖縄の特殊事情に基づく特殊な仕事、これは一括開発庁がやることになっておつて、これは大体五百八十億円程度とお伺いしておりますが、そのほかに各省の見積り調整分というのがございます。これは振興開発計画に基づいていろいろの他の事業が中心になると思いますが、そのほか、各省がそれぞれ独自の立場で全国の各種行政措置の一環として計上しておりますものの沖縄分というのがあるわけですが、

その見積り調整分及び各省がそれぞれに考えております要求分、これについて大体概算どのくらいになるか。おそらく千数百億円になるのだからと思ひますが、その点をまず第一点としてお伺いいたします。

第二点は、各省の要求分については、これは一応法文上は見積り調整という手続をとることになつておりませんけれども、しかし、一括して沖縄全体の予算というふうになりまして、勢い事実上の調整は必要であらうかと思ひますが、どういう調整手続をとったのか。

それから第三点は、単独でもって一括計上の上、各省に予算を配分する権限を持つております科学技術庁及び環境庁にしましては、これは配分計画の上から除いてございすけれども、これも実際上の調整の必要はあるのじゃないかというふうに思ひますが、その点もどういう扱いになつておるか。

以上、三点お尋ねをいたします。

○山中国務大臣 これは予算要求額でありますから、これからの年度内編成であれば、正確に言つて、十二月三十一日の夜の十二時までわからないと言つて、前提を置かなければならないと思ひますけれども、しかしながら、一応現在要求として出しておりますものは、いまの対策庁の分としての要求額が五百八十億二千七百万円、各省庁の要求額の合計が一億一千五百六十五万八千円というふうに、一ちよつと単位を間違えておりますが、もう一ぺん言ひますと、対策庁要求額が五百八十億二千七百万円、各省庁の要求額が千五百六十六億五千八百百万円、合計して一千七百三十六億八千五百百万円、ちよつと数字に弱いものですから、失礼いたしました。

○委員 次に、琉球政府の予算の中は、本土に移行いたしますと、当然国政分、県政分、一部は市町村の仕事もやっておりますから、市町村政に振り分けていくわけでありまして、その分離、分割ないし移しがえをやる場合の基本的な考え方あるいは手続についてお伺いしたいと思います。

ます。

○山中国務大臣 これはもう本土法令に基づいて国政事務は明確でありますし、それに伴う、実際上は簡単でありますけれども、人の問題としての国、県職員の振り分け作業等がございす。すなわち、国の職員に移り得ても、本土在勤はなかなか希望されないであらうし、それらのところで総合事務局の人員のあり方等についてもいろいろな配慮をしなければならぬと思ひますが、もちろん県の事務、市町村の事務、それらについては、明確に沖縄の場合においては普通の県と違つて、新たな事務等も加わりますので、十分の配慮をして、人員並びに予算の配分というものに心がけてまいりたいと思ひますが、一般財源としての交付税等の問題は、自治省のほうで処理することになつております。

○委員 次に、ただいまお尋ねをしました予算の財源措置に關してありますが、その一つは、当然関税を含む各種税制の特例、これは特別措置法にかなりこまかく、今日まできこまかく、長い時間をかけながらおつくりいただいたわけでございますが、そこで、その税制の特例をつくるにあつた基本的な考え方として、第一番目には、何せ向こうとこちらと税制の体系も中身も違ふものがかなりございすから、それに対する激変緩和措置、第二番目には、現地の県民生活を考へて、消費者保護という観点からこれは当然考へて、消費者保護という観点からこれは当然考へて、三番目には、地場産業、伝統産業、特に地元企業の保護、こういう観点からがえるわけでありまして、お尋ねをしたいのは、そのうち消費者の保護と企業の保護、こういうことになりまして、勢い両者の利害が相反するケースが非常に多からうと思ひます。たとえば砂糖のごときものは、つくつた砂糖はなるべく高い値段で買つてほしい、これは安値でもって特例措置を講じてはいい、こうなるわけでありまして、そこら辺の調整方針をどういうふうにおつくりになったか、お伺いしたいと思います。

○山中国務大臣 これはきわめて困難、複雑多岐にわたる作業の経過を踏まえて結論を得たわけでありまして、要するに、現在沖縄の方々が置かれていた生活環境、そして沖縄の企業として二十数年間のあらゆる悪条件の中で、曲がりなりにも独立して採算のとれるような、あるいは独立した企業形態の運営が行なわれるような状態に立ち至つた、その経過等を十分に踏まえて、永久にこれを続けることは沖縄県のためにもよろしくないと思ひますけれども、原則五年間の暫定措置を前提として、まず第一は、お話しのように、切りかえる際の急激な本土並みになるためのマイナス面というものが激変にならないように最重点を置いたわけでありまして、すなわち、本土法令では外国に對する関税、あるいはまた内国税としての各種物品税に至るこまかな税目について、沖縄の生活する消費者の方々の立場というものを、今日までの生活慣習に照らして、十分に守つていけるという確信を持つてやつたわけでありまして、たとえば一例をあげると、ランチョンミート等についてどうであるかと、本土法令と違つた、いままでどおりの輸入を認めようとしておりますし、あるいは本土において、まだ関税等において自由になつていないもの等についても、沖縄については現状がそうであればそれをそのまま認めていきたい。あるいはこれは本来沖縄が、貿易法上外国という規定のもとにのみあり得ました本土の大手乳業メーカーがつくつております沖縄の妊産婦、幼児等に対するミルクの安値の供給ということも、本土に復帰いたしますと、法令上非常に困難なことでありますけれども、しかし、現実に沖縄においては、幼児、妊産婦等のために、安いミルクを本土業者が供給する仕組みができておりますので、これはやはり復帰後も同じように安いミルクが供給できて、しかも、いままでの安いミルクが供給できた原因である、農林省の、乳業メーカーの沖縄に對して販売した実績に對する原材料の輸入ワックの上積みということを、生産実績でもって今後も続けていくことによりそれを保証しよう

う、こういうことや、ただいまお話しのように、砂糖を生産するところでありながら、なめる砂糖については現在どおりにしたいという御希望にも沿い得るよう、砂糖消費税の十六円を免税し、さらにまたそれを安く、それだけでは足りませんので、沖繩の現在の価格にひとしい価格にするための差額というものを、一般会計もしくは糖餉安定事業団というような形で、いすれにしても国の負担によってそれを補助金という形で、結果出るわけでありますが、それによってなめる砂糖、あるいは原材料というものが現在どおりにしたい、ただし、向こうを安くしたために、その砂糖が本土に逆流すると困りますので、本土に出る場合については、これは当然の制限事項を付さなければなりません。このような措置を、国民いわゆる県民大衆、現在の琉球政府内の人たちの特殊な生活環境を守るために配慮をしたわけであります。

さらに本土と沖繩との間において、国の形を構成しておりますためにのみ可能であった物品税という名前の関税、これによって保護されていた沖繩の企業については、たとえば酒類その他に見られますように、その条件によってのみ生存が可能であった企業というものが幾つかありますので、これらについては税制上の立場として理論的に計算し得るぎりぎりの範囲内において、すなわち現在沖繩における格差というものを、本来の本土の税と沖繩の税との格差は五年間据え置き、さらにその実質販賣価格の差額をプラスしたものを七〇%と見て、それから逐年原則税率の差は五年間、その上積みされた分については企業努力その他の現地側の努力を前提として漸減しつつ、五年目までに暫定措置を終わりたいというようなことで、大体これは一例でありますけれども、既存企業の保護にもつとめておるところでありますし、間接的には沖繩に立地を希望する、本土の雇用事情に貢献し、そしてまた沖繩にふさわしい、大企業を中心とする進出についても開発金融公庫その他で応援をいたしますが、これは沖繩現地で営々とし

て築き上げられた県民の方々の資本ともいべき現地産業と競合しないということを前提にして守ろうとしておりますし、また現地産業自体の、ことに中小企業の人々については中小企業近代化促進法あるいは構造改善、こういうものを全面的に適用し、すでに本土においては、指定された業種で年次計画を終わって指定からはずされてしまったもの、沖繩については新たに一再出資ということ指定をして、そして中小企業近代化資金の融資の対象にし、構造改善計画の中に組み入れて、税制等についても、さらにさかのぼった形になりますけれども、新たに出發するものと仮定をして、めんどろ見ていきたい、このように考えておるわけであります。

なお、沖繩のこれらの企業、あるいは国民生活、県民生活というものをから考えて、その他にも数多くの、主食である米の問題、あるいはまたその他の、現在物品税がかかっております魚、あるいは高級生鮮魚介類で二〇%、あるいは大衆魚介類で二〇%、そういう物品税とか、あるいはみそ、しょうゆとか、そういうものも物品税は一応なくならず、沖繩の県民の方々ににとってはこれは非常にプラスであるというふうに考えておるわけであります。

○委員 ただいまいろいろ話がございましたような各種税制の特例措置を講ずることによって、当然結果的には減収分がかなり出てくる。特に琉球政府、現在でも一般財源について非常に四苦八苦をしてきた経過等から考えまして、地方税の減収分、これは大体三十六億程度と伺っておりますが、その点それで間違いないかどうか、その点が一点。

もう一つは、これはなかなか、特に国税等についてこまかい試算がいまの段階でできるとは私も思いませんけれども、しかし、本土と比べた場合、一つは、琉球の従来の税制下にあつて負担しておつたものと比べた場合に、一体、住民の負担割合が今度の税制の一種の改正、特例等によってどう変わっていくのか。全体の試算がもしむずかし

いとすれば、国県税合せてでもけつこうであります。たとえば所得百万の人ならば、標準世帯の場合にどのくらいの負担の割合になるんだというふうなものを、例示的でもけつこうですかとお示しをいただきたい。これは自治大臣にお願いいたします。

○山中国務大臣 大体これは全くの推算であります。したがって、これらの諸特例措置を講ずることによる国税の減収がおおむね百億、地方税においてはただいまお話しのように、三十台から五十億前後までというようなことが試算はできますが、これは政策的に国が法律その他で、地方税について減税の結果なるべきことを措置したものです。交付税において当然措置されるわけでありますから、これは別といたしまして、それによって沖繩のいわゆる地方財源というものが極端に窮乏になるということには絶対ならない措置をとらなければならぬと考えますが、これらの点は自治大臣から話をしてもいいと思います。

そしてただいまいろいろの措置をとった場合に、今度の減税というものが年内異例の所得税減税が行なわれたので、沖繩についてはどういうことになるかということでありますが、私どもは、現在の四十六年度にとられた税制というものが、復帰後の沖繩に適用してみた場合にどうなるかという試算のもとに今日まで作業をいたしておりますが、その場合でも、個人の所得税においても事業所得においても、いわゆる普通の方々、あるいは住民税等においても、一人一人の負担についても、国税から地方税全体を通じてみて負担の増になる人が出ないというように計算をいたしました。結局はその結果は、一千万円をこすと、あるいは本土税法のほうが高くなるかという感じになったのであります。今回の減税によりましておおむねその線が非常に高くなりましたから、二千万程度のところまでは非課税になる。いや、本土よりも安い税になることになる。したがって、たとえば市町村民税の均等割りあるいは県民税の均等割り納付者等については非課税、あるいは現在の沖繩

の市町村税の税額を上回らないように、すなわち本土の税額よりも安くという配慮をもととっておりますので、今回の減税は、沖繩の方々にとってはそのままです。いわゆる負担の軽減ということが非常に幅が大きくなったということになるわけであります。

そこで、一例をとれということですが、本土の税負担と、沖繩のいま私どもが考えております税負担というものが、一緒になる、すなわち、それ以上は本土のほうが高くなるという接点でございますが、独身者の場合は、給与所得者で一千九百三十三万五千九百七十四円までは沖繩のほうが安くなる。事業所得者の場合は一千七百五十二千四百八円まで。それから標準世帯とこれからなるでありまして夫婦二人というものをとりますと、給与所得者の場合においては二十九万六千五百八十七円まで安くなるわけであります。それから事業所得者の場合は一千八百八十六万九千八百六円まで。でありますから、これをこえるような所得者があるとしたら、これをこえる土税法並みになりますので、やや負担がふえるというところになったわけであります。

○渡海国務大臣 総務長官に大体答えていただきましたが、補足して申し上げさせていただきます。地方税制につきましては、現在も沖繩政府におきまして、復帰後円滑に実施できるようにいろいろの措置が講じられておりますが、私たちの基本的な方針といたしましては、復帰と同時に地方税法はそのまま本土法が適用される、しかしこの際、税負担が多くなるものにつきましては、税目ごとに税負担が増加しないように措置をいたしたいと考えております。

その方針といたしましては、第一といたしまして、原則として、復帰年度は復帰前の税負担をそのまま据え置き、次年度からは一定期間をおきまして段階的に引き上げて本土法にならうようにいたしたい、このような措置を講ずることにいたします。

いま申されましたそのための減収額でございますが、来年度の経済の見通し、あるいはドル・円の換算率の判定がいたしかねる現在におきましては、測定は不確定でございますけれども、おおむねいま申されました三十六億よりはやや上回って、四十億ないし五十億程度になるんじゃないか、かように考えております。この減収額を沖縄の一人当たりに換算しますと、四千万ないし五千万程度になるんじゃないか、このように考えておりますが、総務長官からもお答えがございましたように、これらの減収額に對しましては、当然一般財源であるべき交付税の姿で処置させていただきます、かように考えております。

○委員 財源の第二は、振興開発事業に基づく各種の国の負担補助の特例であります。配付いたされた政令によって中身を承知してありますので、お尋ねを省略いたします。

次に、ただいま自治大臣から話がございました沖縄県及び市町村に対する一般財源措置についてありますが、まず、交付税交付金の取り扱い方についてお尋ねをしたいと思ひます。

御承知のように、本土の施政権の対象外に長いこと置かれましたために、当然、社会経済の基盤、施設が沖縄の場合かなり未整備になつておるし、立ちおくれでございます。先回の質問でその内容もお尋ねしたわけでありますが、それから事実上過般の戦争で焦土化されたために、すっかりまる裸のような状態になつて、その犠牲の傷あとというのがかなり残つてございます。三番目には、地理的、自然的な特性等、沖縄の特殊事情、こういうものを当然交付税の配分にあたつては考慮すべきである。したがつて、たてまえとしては本土類似並みの交付税ではなくて、それに相当額を上積みするといふことは当然の前提であらうと思ひます。

ところが、沖縄の場合、交付税を計算いたしました場合の基礎資料、統計等がほとんどできておりませんし、また行政需要をはじき出す場合に、さつき申しましたようないろいろな特殊事情を考

慮しなければならぬ。それを計数的にどう評価するかといふことは、きわめて実困難であらうと思ひます。また税制特例をとつた点もあるし、税制の相違もある、税外収入も必ずしも本土とは同じでないというふうな事情から、厳密な意味で交付税額をはじけといふのは事実上現在の間は無理であらう。したがつて、当分は推算、推計によらざるを得ない、こういうことだらうと思ひます。

そこで、大ざっぱな話でありますけれども、本土の類似県、たとえば佐賀県であるとか、宮崎、高知、徳島、島根、こういう本土類似県の実態から考へてみまして、交付税相当分、これは大体県と市町村の分を合わせますと、おおむね三百五十万ないし四百億圓ぐらゐになるんじゃないか。この点は過般細谷委員からも話が出ておりましたので、そこで、自治省で今回要求を出したに於いて、額は約六百三十億圓というふうに承ります。ただいま申し上げました類似県の数字と六百三十億圓の差、これは大体二百五十億圓前後になると思ひますが、それがいわゆる本来なら臨時の特殊事情に基づく特例交付分なんだというふうに考へてよろしいかどうか、その点が第一点。

それから第二点は、自治省で考へたに於いて、九〇%、逐次一〇%ずつ減して、十年後には全く本土並みの交付税の、いわば本則による措置にするんだ、こういうお考えのようでは、いますけれども、しかし、交付税と申すものは、いまさら釈迦に説法ではございませうけれども、自治体財源のいわば大宗でございませう。そこで、交付税算定に必要な基礎条件、先ほど申します統計の整備等の基礎条件を一刻も早く整えて、そして交付税は交付税、特例分は特例分というふうに区分処理するのがたてまえではなからうかと思ひます。

その点に對する考へ方、これが第二点。第三点は、先ほど総務長官から話がございましたように、税制等の他の財源措置等につきましても、は、おおむね五年以内といふことを前提にいたし

ておるようでございます。そういう点から考へますと、この十年という期間はいかに長過ぎはせぬか。さつき申すように、一刻も早くやはり本則に持つていくんだという考へ方をとるべきではないか。ただし、沖縄の場合振興開発計画そのものの用途が大体十年でございませうから、その特例分についてはやはり十年をめぐらして考へていくのが筋である、こういうふうには私は理解しますが、それに対する見解を伺いたしたいと思います。

○渡海國務大臣 交付税のあり方でございますが、本土に返つてまいりましたら、本土の交付税法をそのまま適用すべきことは、これは本則でございませう。私たちが基本はそこに立ちたい、かように思つております。ただ、いま御指摘になりましたように、沖縄は二十六年間施政権の外に置かれたので、いろいろの点におきまして本土と行政格差がついておりました。また一方、このおくれ一日も早く充実していかなければならないという点と、また沖縄の置かれた地理的条件を生かしての積極的な振興対策を立てなければいけない。また沖縄の特殊事情によりますところの特殊な財政需要、こういうふうなものを考へてみますと、いろいろな本土の交付税と比べて、特別の財政需要を必要とするのでなからうか、このように考へるものでございませう。いま申されましたように、算定基準もなかなか困難でございませう。沖縄にはむしろ本土の交付税法による算定基準をそのまゝ用いることが、統計資料その他において困難でございませうから、沖縄は沖縄として必要なる基礎的行政需要、それにいま申しましたような基礎的な特殊事情を、沖縄として要ります一般財源の必要量をできるだけ可能な限りにおいて積み上げまして、必要とする額を算定するほうがむしろ実態に即しておるのでないか、かように考へましてその額を算定したものでございませう。

いま申されました本土の類似並みの額を置き、それ以外が特例交付金と言われましたが、大体ひもつきでございませうので、算定の基礎の

上に立ちましてのそんな計算方法もとりますけれども、差額だけが交付金でなくして、臨時特例交付金といふものは、全体を含めて臨時特例交付金である。ただ、いま申しましたように、原則としては交付税に足すのが当然でございませうから、その九割を国庫のほうからいたさき、一割は本土の交付税の中から出すことによりまして、段階的に十年間に限つて本土の交付税へ入れていく。その十年の間に、いま申されました統計その他も本土の交付税法の換算ができる、計算できるような統計資料も集まるような沖縄県の行政になり得るものと、こういうふうには考へまして、十年間という暫定措置を置いたわけでございませう。しかしながら、この特例交付税の形にしまして、できるだけ正確に求めるのが当然でございませうから、いま言われました統計資料その他につきましても、十年間を限らず、できるだけ本土のいま算定をやつておりますような基礎資料ができるように行政運営上指導してまいりたい、これが第二点に對する答でございます。

第三点の五年と十年の問題、いま渡さん御指摘のとおりでございまして、税制は税制としての目的のために五年間を原則とする暫定措置を考へましたが、交付税法はむしろ沖縄県の今後の開発計画とあわせて、そのような措置をするといふことを考へましたならば、振興開発臨時特別措置法が一応目安を十年間と置いておきますのと符合を合して、その期間に交付税法も本土並みに持つていく、十年間を暫定期間とするという姿で措置さしていただいたものでございませう。

○委員 ただいま、全体が一応特例交付金なんだというお考えのようであります。この調達財源について、これは過般の細谷質問に総務長官のほうからお答えをいただきましたので、これは触れませんが、つまり、その調達を交付税及び譲与税配付金特別会計、いわゆる国税三税の三〇%相当額の中から幾ら負担するか、あるいは一般会計で幾ら持つか、こういうことは、当然今後大蔵省を含めた予算折衝の過程で定められることだと思ひま

す。しかし、いずれにしろ、六百億ないし七百億円の一般財源というものは、これは必ず確保していただきたいということを要望申し上げておきます。

次に起債についてありますが、これについては、約百五十七億程度の要求をお考えのようでありますが、まず第一点は、地方債計画全体のワックをまづきめるのだ、きめた中から沖繩分というものを取り出していくのだというふうなお考えなのか、それとも一般の本土分とは全く別ワックで沖繩分として百五十七億、これは追加要求のかっこうでお出しになっておるはずであります、それに対応する分を別ワックでもつてまづきめて、そしてあとで整理してかためるときに、地方債計画の各項目、一般会計債であるとか準公債であるとか、これは公営企業債であるいは特別地方債であるというふうな項目ごととその分を差し込んでセットにして、これが地方債計画であるというふうになさるおつもりなのかどうか、その点が第一点。

それから第二点は、百五十七億の中に二十四億円の借りかえ分というのが実は含まれております。これはおそらく市町村の分であろうというふうに思いますが、この市町村の百数十億にのぼる現在市中銀行からの借り入れがあるやに聞いておりますが、いわばその赤字の肩がわりという意味なのかどうか、その点が一点。

それから、内容は、現在沖繩の場合には本土と違って教育区というものがございますから、その教育区の借り入れ金とその市町村借り入れの大半であるというふうにかがってありますが、その中身と今後の処理方針をあわせてお伺いしたいと思ひます。

○渡海国務大臣 起債の額でござりますが、御指摘のとおり、百五十七億を一応概算要求をさしていただいております。この分は、概算要求額が別の時期に行なわれましたので別ワックとして要求をさしていただいておりますが、折衝の段階におきまして、沖繩分の分に対しては一応別ワックと

して調整を進めていき、しかしながら、起債額総額といたしましては、その分と本土分、従来の分とを合わせまして、一本にしたもので出していきたい、かように考えております。沖繩分の取り扱いに對しましては、彼此流用という点もはかり、また足らざる分を調整する意味におきましても、本土分と一本にすることに、別ワックとしておくことによるほうの利点が失なわれることのないような運用をはかってまいることによって、むしろ運用の便をはかりたい、かように考えておるような次第でございます。

借りかえ債の二十四億でござりますが、これは御指摘のとおり、市町村の復帰時に予定されます赤字分の借りかえ債でございまして、この中には民間金融機関からの借り上げ額が、復帰時におきまして正確に把握することはできませんが、大体千四百万ドルほどのじやなかろうかと考えておりますが、そのうち、特に向こうの要望する高利の分をできるだけ借りかえたいと思ひまして、調査の結果に基づいて、大体二十四億の借りかえ債を予定して、高金利の分を切りかえする予定でございます。

なお、その赤字債の中には教育費が相当あるのじやなかろうかということもござりますが、これは御指摘の分が多分にあると思ひます。教育区を含めて市町村の借入金については、実情に即した処理をしてみたい、かように考えております。

○委員 起債に関する質問の第二点は、沖繩分につきましては交付税同様特殊な事情等を勘案して、当然この起債の額は、本土類似県ないし市町村より多くなるだろうというふうに思ひますけれども、その充当率あるいは還債事業の項目、つまり起債対象事業の種類、これは全く本土並みのようにお聞きをいたしております。そういうふうにしたのは、先ほど来話のあった特例交付金あるいは補助金、負担金等の特例措置、これが、むしろそれによって財源調達をすることが本則であるから、したがって、起債はいわばそういう意味では

補充的な措置だから、本土並みでよろしいんだというふうなお考えなのかどうかをまず第一点。

それから、特に、これは過般の委員会でも厚生大臣、文部大臣にお尋ねをしたのでありますが、生活関連施設、上下水道であるとか環境衛生施設であるとか社会福祉施設あるいは文教施設、これらについて本土との格差が非常に多いわけであります。そういうものはまた補助率や何か実は低いわけでありますので、そういうものについて起債についても特例措置を考へる必要がありはせぬかというふうな気がいたしますが、その点についてどうお考えになっておられるか。以上、二点。

○渡海国務大臣 起債の要求といたしましては、御指摘のとおり、一応充当率その他は本土並みといたしております。ただ、補助ないし国庫負担率が本土と比べまして特例措置をもちまして相当引き上がりまゝで、地方負担分が相当額減額されてますので、充当率その他はむしろ本土並みでよいんじゃないか、こう考えております。

なお、むしろ、起債というものは本来後年度の負担になるものでございまして、その分の足らざる分は、少なくとも市町村におきまして一般財源から補てんでございまして、臨時特例交付金の中でその算定額が組み入れられるよう措置することによって、本土並みの起債で円滑な自治体の運営ができるように処置したい、かように考えております。

生活関連施設の分は、補助率とあわせて起債の充当率等で引き上げぬとできないのじやないか、こういうふうな御指摘がございました。そのような配慮が必要なこと、御指摘のとおりであるかと私思ひますが、実情に合わせまして運営上もし必要であればそのような措置をはかりたいと思ひますが、私のほうといたしましては、むしろ、そのような分に対しては一般財源である特例措置でできればやれるように持っていきたい、かように考えておりますのと、もう一つは起債の質でございますが、沖繩の実情に合わせまして、で

きるだけ良質なる政府債をもってこれに充てるように運用していきたい、このように考えております。

なお、本土並みの起債にいたしておりますが、全体の予算でございまして、いま申しましたように、その他の調整につきましては、運営の面においてやらしていただくように、全体計画の中の一部として起債を行なわしていただいておりますので、その点もそのよう必要も考えまして、全体の一部として、特に別ワックとしないという方針を立てましたのも、そのような配慮からでございまして、御了承を賜りたいと存じます。

○委員 次に、琉球政府、これは当然市町村の分も含めてありますが、非常に赤字の借り入れが多いわけでありまして、その現在持っておる債務の今後の処理方針についてお伺いしたいわけでありまして、第一番目に、昭和四十七年三月三十一日、つまり四月一日返還ということ前提にいたしますと、その返還予定時に見込まれる債務、これは一体どのくらいになるか、これについて、私がお聞きしておる範囲では総額二百三十五億程度であつて、その内訳は公共事業に伴う借入金が大抵百一十一億、純然たる赤字借り入れ分が約七十億、一時借入金の分が約三十六億、それから四十六年度に新しく設けられた琉球政府債、勸奨退職債相当分が約十八億であるというふうに向つておりますが、その点、間違いないかどうか。それからその中には、市町村分も入つておるのかどうか。入つていないとすれば、市町村分は一体どのくらいになっておるのか、その点をまず最初に確認しておきたいと思ひます。

○山中国務大臣 大体いま言われたような数字ですが、それは琉球政府のいわゆる借入金その他の累積赤字であります。これは四十七年の三月末を推計しておりますが、そういうことのうちで、先ほど言われた本年度予算で本土と同じように起債を認めた金額は、これは本土並みの条件でありますから別ワックとして、それについて琉球政府は、やはりいままでも国の事務もあわせ行なつて、

本土からいならば行なつてもらつてゐるということになります。したがつて、これは大蔵と予算折衝を最終的に詰めなければならぬが、その累積赤字の内容は、いま言ったような分析は必要であります。これは一応たな上げをして、本土政府のほうで、琉球政府はいわゆる身軽な財政の県として出発してもらつて、それについての償還年次分の金額の予算要求をいたしておるわけでありませう。金額は三十三億であります。なお、これには市町村の分は含まれておりません。

○渡海国務大臣 沖縄県が引き継ぐといわれます赤字の総額につきましては、いま総務長官からの答弁があつたとおりでございませうが、私たちとしては、そのうちで漢さん御指摘のありました復帰対策準備として、四十七年三月末までに借り入れの予想されます琉球政府債並びに四十六年度、本年度で借り入れを予定されておりましたところの勸奨退職債、この分を合計いたしまして大体十八億、五百万ドルと予定いたしておりますが、この分につきましては、その分の償還を来年度の特別交付金の中に予定して、一般財源として要求させていただきます。かように考えております。その他の分につきましては、大休沖繩・北方対策庁のほうから処置していただく、こういう方針で臨んでおります。

市町村につきましては、詳しい調査というものがなかなか困難であります。大体推定いたしますところ、四十七年六月末、むしろ向こうは年次でいっておりますから、この部分が三月末は年次でしたらどの程度に減るかかわりませうけれども、向こうの年度に合わせた本年度発行の分の予定を入れますと、三千五百万ドル近くの、三百六十万ドルで換算いたしまして百二十五億ぐらいになるのじゃないかと思ひますが、その程度の赤字となるのじゃないかと思ひます。この中の、特に民間銀行から融資いたしておりますところの千四百万ドルに対する分、これの書きかえといたしまして、一応来年度での書きかえの起債ワークを二十四億概算要求しておるような姿でございませう。

○渡委員 たいだいま総務長官のお答えの中で、今後されいさつぱりしていくために、約三十三億円の要求しているというふうなお答えがございましたが、この分は、当然四十六年度に新設した琉球政府債と勸奨退職債は含まれないので、それを除いたおむね二百十五億前後のものに対する元利償還費であるというふうに理解してよろしゅうございませうか。

○山中国務大臣 来年の三月末を推定して、二百三十六億に对应するものとしてやつたわけでありませうから、お話のとおりであります。

○渡委員 そこで、実は琉球政府の今日までの財政運営等を見てまいりますと、特に数年来予算、決算の都合上、年度末になつて収支のつじつまを合わせるためにいろいろ借りてきたというふうな経過があるようでありませう。また仕事の内容から見て、国政相当分及び県政相当分未分離のままに事業を執行してきた、こういう事情もございませうから、当然この建設公債的な部分がどれだけで、純然たる全くの赤字借り入れ部分がどれだけであるというふうな区分もできないだらうと思ひます。また国政相当分が幾らで、県政相当分が幾らであるというふうな厳密な区分け、区分はできないだらうと思ひます。そういうことを前提にして、今後の処理方針について基本的な考え方をお尋ねしたいわけでありませうが、第一には、新しく出発するこの沖縄県をすっきりした形で発足をさせていく、こういうことで、国の責任でこの際一切の始末をつけるのだというふうな考え方、一種の徳政令的な考え方なのか、それとも国の分は国で当然処理することになるのではありませんか、県政見合ひ分については、ある程度琉球政府にも責任はあるのだから、その分は一部県に残して財源を付与しながら、時間をかけて処理していくのだ、いわば財政再建方式でも申しませうか、そういうふうな考え方はいずれをおとりになつておるのかお伺ひをいたしたいと思ひます。

○山中国務大臣 これは、琉球政府は単に国政事務をやつていただいておつたというばかりではな

くて、琉球政府、すなわちわれわれから見ると沖縄県であります。当然持つてゐるべき起債市場というものが沖縄の県内になつた。したがつて、ある場合においては考えられない財政投融資からの借り入れをしてきたり、あるいはまた民間市中銀行からの五年償還の高利の金を借りたりしてその場をしのいで回轉をしております。したがつて、ある年度においてはそれが歳入欠陥を補てんしたことになる、ある年度においては公共事業執行等のための公的な経費の不足に充てた年次もあり、これらを細目区分することはきつめて困難であります。あるいは区分しても、それは琉球政府にとつてはきつめて酷な区分になるだらうと思ひます。でありますから、当初にお話のありましたように、沖縄県について、今日までの御苦労に報いるために、まず、財政上は沖縄県が負債のないすっきりした県として出発できるように肩をわりをしてあげたい、累積赤字の肩がわりという思想が前提であります。しかしながら、その中で先ほど申しましたように、本土並みに起債が認められた四十六年度からの分、先ほど自治大臣が言われたように勸奨退職債、琉球政府債等の問題については、これはまた別な仕分けが要りませうし、一方においては当然将来一特別会計法が可決されたようでありませうから、その財源として入つていくための金として起債で先当りいたしました下地島のパイロット訓練場、すなわち県営の飛行場に充当する分というふうなもの等は、やはり話し合ひの結果は相談ができるものと考へておるわけでありませうから、大略、こまかい議論は避けますが、そのような姿勢でもって本土政府の財政上の真心を示したいと考へております。

○渡委員 たいだいまのような考え方、ぜひともお進めをいただきたいというふうに思ひます。いまの借入金処理に関連もございませうが、琉球政府の場合、従来、本土のほうで予算をつけましても、現地でもつてなかなか対応費がない、あるいは技術者が非常に不足して、せつかくの仕事も設計の段階からつまづいてしまつてしまつたというふうな例も

数多く聞いておりますし、また、アメリカ経由というところで一々相談をしなければならぬという過去の事情等もございまして、その結果、非常に繰り越し事業が多いわけでありませう。事業繰り越しとともに、それに対応する従来の日政援助分等についても、その対応費も余つてくると申しませうが、そういう部分がかなり出るだらうと思ひますが、いまの見通しではどのくらい出るか、そのほうの処理方針はどうなのか、お伺ひをしたいと思います。

○渡海国務大臣 ここ数年来繰り越し事業が持ち越されておることは御指摘のとおりでございまして、七〇年度において九十億、七一年度において大体百十億ほど、来年度は大体百三十億ほどの事業費が繰り越されるのではなからうか、かように考へております。事業費百三十億に對しまして、国庫補助負担金その他の特定財源を入れまして、一般地方財源として必要とする、八億程度だらうと思ひますが、その分は特定交付税を要求することによりまして、この繰り越し額を、繰り越し事業をぜひとも次年度において処置できるように措置いたしたい、かように進めております。

○山中国務大臣 これは、実はいまからの作業になるわけですが、法解釈上の問題もありまして、琉球政府というものは復帰の日瞬間において消滅をし、沖縄県というものが誕生するということになりますので、本土の各県のようにそれが公的な事業繰り越し、したがつて予算も明許繰り越しの手段が法律上とれるのかどうか、ここの議論もありませう。したがつて予算上は、また、それに対応する議論として、それはもう結局琉球政府としては執行できなかったものであるから、その予算は一応金額としては消える、そしてそれは来年度の予算として新しく出発する際に繰り越し分が入つて計算さるべきであるという議論、いろいろございまして、いずれにしてもそれらの繰り越し分についての取り扱いをどのようにするかというところは、先ほど述べられた琉球政府の執行状況というものをから考へて、完全に繰り越しが出る

であろう。まあその金額等もありますが、これは推計でございますので、まだここで明確にしないほうがいいだろうと思えますけれども、明確にしたいほうの一例としては、たとえば国民健康保険の発足を四月から予定をして、年間十二万八千八百九十万円、予算で補助、国庫負担分を組んでおります。しかしながら、現実には御案内のごとく、琉球政府の立法勧告と立法院において可決された案とが食い違っており、主席がそれに署名するかどうかという議論等がいま行なわれている最中でありまして、かりにそれがどのような形であれ実行されたとしても、これはやはりどうしても、即時やつても十一月からだとということになりますと、本土の会計年度でいえばことしの四、五、六、それから琉球の会計年度でも七、八、九、十、この七カ月については、予算が完全に執行できないのだという事は明白であります。予算が執行できない場合、国庫負担金というものは、了解のもとにほかの財源に充当することを大蔵省との間に合意ができなければ、これは当然不用、執行不能分として残るわけでありまして、その金額も約四億五千万ぐらいになると思えますけれども、それらの金額も先ほど言われましたように形式だけでありますけれども、せっかく日米琉の会議までやつてきた予算でありますので、沖縄側においてそういう制度ができなかったがために執行できない金、こういう金は何らか生かして使えないものだろうかという検討はいまいたしておるところであります。これは琉球政府の意向も聞きませんと、使えなかったものは使えなかったもので国に返しますということになりますと、これは財政法の定めるところによつて、昭和四十八年度の一般会計の財源に繰り入れられてしまふ。これは私たちが、ことに担当大臣たる私は、せっかくの財源を、琉球政府に予算として獲得したものが、制度がおくれたりといえ、あるいは義務負担分であるといえ、執行できないままに一般会計の中に、翌々年度に入ってしまうということに忍びないものがありますので、こころの

ところは大蔵当局とよく相談をしながら、現年度内において他に必要なのであつて、それが流用が認め得るものであるならば、そういうものは執行できる範囲のものに充てたいという念願は持っておりますが、これは、しかしまだ確定的に定まったものではありません。

○委員 次、特別措置法の関係を中心としてお尋ねをしたいと思います。

過般、一般的な問題について若干お聞きをしたわけでありまして。私なりに分類をすれば、類型別にこういうふうになる、その場合に、こういう取り扱いに特別措置はなつておるのじやございませうか、こういうふうな御質問をいたしまして、そういう分類のしかたをするなら、あなたがちそれは間違ひではあるまいというふうな総務長官のお答えを得たのであります。第二点は、今度は手続の上から考えてみました場合に、沖縄のほうと本土と同じであるか、もしくは同種の制度がある場合に、いろいろ特別措置の上で書き分けてござい

ます。あるいは適用する、あるいは準用をする、あるいはみなし規定を、これもかなりの数にのぼつておりますが、みなし規定を置く、あるいはこれこれの例によるというふうな言い方、あるいは暫定措置というか、こうでやつておる。反面、本土と沖縄と制度の内容がかなり異なつておる場合は、たまたまとして特別措置をとるというふうなぐあひになつておるやうに伺いますけれども、これはたいへん大きな議論でありますけれども、そういうふうな理解のしかたでよろしうございませうか。

○山中国務大臣 何を具体的な例で答えていいかわかりませんが、たとえば非常に行つたり来たりした一つの例を申し上げますと、議論が行つたり来たりしたという例です。電力の取り扱いについてですけれども、現在アメリカの民政府によつて所管されております電力供給公社、これは本来ガリオア資金等に関連があり、なおまた、利用料金等において沖縄県民が負担した金が再利用されて上上がった資産であるから、資産設備と

もそれは沖縄県民に無償で帰すべきである。したがつて、本土政府がそれに対価を支払ふことすらいけないという議論であつたわけでありまして。この対価を支払ふ、支払わないの議論は、承継ということ、一応賛否は別として済んだわけでありませうけれども、それを沖縄側においては、当初沖縄県に無償で渡せということでありましたから、渡すならばその運営主体というものはどうされますか。私は、県営電力がよろしかうというのを申し上げたのですが、御承知のとおり、沖縄本島に配電五社がございまして。この配電五社が自分たちでもつてこれを琉球政府に無償で払い下げて、そして琉球政府から格安の有償で自分たちが受け取つて運営をしたい、こういうことで、七月一日を目標に五社合併の動きを一生懸命やつたやうであります。これはだめになりました。現在の時点では、復帰時までどうも合併される見通しもありません。したがつて沖縄県としては、民営五社がこれを受け取れないということであるならば、県営でやるかどうかについての検討もしたやうでありますけれども、結果として、県営でこれをやることはきつめて困難であり、好ましくないという結論を出してまいりました。したがつて、いままでの自分たちの言つていた理論というものはこの際白紙に返す。したがつて国のほうで全部めんどうを見てもらいたい。国営電力ということにしてもらいたいという要望がございました。これが最終的な希望でありました。そこで、法案に出してありますように、特殊法人の沖縄電力会社というものをつくりませんが、これは私の行き過ぎた配慮かもしれませんが、やはり沖縄のためにのみ存在する電力の開発あるいは送電等をつかさどるものでありますから、どうしても沖縄県民の意向というものが一部に反映されるべきであるというところで、金額はほとんど全額国の出資によるものといひますけれども、そのうちのたとえ

○委員 次、これは過般、細谷委員の質問もあつたのでございまして、総合出先機関、いわゆる沖縄総合事務局と個別に置かれる現地の出先機関、これはいずれも設置法と改廃法の関係になるわけでありまして、それを区分した基本的な考え方としては、これも再々総務長官から本委員会でも答弁があつたのでありますが、住民生活に密接な関係のある事務はできるだけ現地処理をするのだというたてまえで、一元的に処理が可能なもの、たとえば許可事務であるとか補助金の交付事務であるとかあるいは公共事業の実施事務であるとか、指導・助長行政事務などのような一元的な処理可能なものは、できるだけ総合事務局に組み入れて、それから専門性を持った気象台であるとか試験研究機関であるとかあるいは独立性、中立性を必要とする人事院であるとか公取であるとか、そういうものは個別の機関に振り分けたんだ、こ

ういうお話がございましたが、現在の個別の出先機関の中を検討すると、もう少し総合事務局に組み入れてもよさうなものもあるやうな気がするのではありませんか、その点いかがでございますか。

それからもう一つは、細谷委員の質問で、出先

わゆる役員になるということで、沖縄県民の意思がその運営あるいは計画の中に反映するのではなからうかというやうな意向を申しましたところ、金額はどれくらいになるかという話もありました。が、わずか百万台の話でありますので、まあよろうということ、そういう最終的な落ちつきを見たわけでありまして。

これは一つの例として取り上げたわけでありまして、いろいろな数多くの問題点あるいは数多くの角度からの議論がなされた結果、ここに私たちは沖縄県民の希望を最大限に引き上げたものとして、沖縄県の側から見れば一番いいというものを、あるものはみなし、あるものは新しいものをつくり、あるものは沖縄県民のための独特のものをつくるということを組み合わせていったものが、全体の考え方を貫く底流でございまして。

○委員 次、これは過般、細谷委員の質問もあつたのでございまして、総合出先機関、いわゆる沖縄総合事務局と個別に置かれる現地の出先機関、これはいずれも設置法と改廃法の関係になるわけでありまして、それを区分した基本的な考え方としては、これも再々総務長官から本委員会でも答弁があつたのでありますが、住民生活に密接な関係のある事務はできるだけ現地処理をするのだというたてまえで、一元的に処理が可能なもの、たとえば許可事務であるとか補助金の交付事務であるとかあるいは公共事業の実施事務であるとか、指導・助長行政事務などのような一元的な処理可能なものは、できるだけ総合事務局に組み入れて、それから専門性を持った気象台であるとか試験研究機関であるとかあるいは独立性、中立性を必要とする人事院であるとか公取であるとか、そういうものは個別の機関に振り分けたんだ、こ

ういうお話がございましたが、現在の個別の出先機関の中を検討すると、もう少し総合事務局に組み入れてもよさうなものもあるやうな気がするのではありませんか、その点いかがでございますか。

それからもう一つは、細谷委員の質問で、出先

わゆる役員になるというこ

ういうお話がございましたが、現在の個別の出先機関の中を検討すると、もう少し総合事務局に組み入れてもよさうなものもあるやうな気がするのではありませんか、その点いかがでございますか。

それからもう一つは、細谷委員の質問で、出先

わゆる役員になるというこ

ういうお話がございましたが、現在の個別の出先機関の中を検討すると、もう少し総合事務局に組み入れてもよさうなものもあるやうな気がするのではありませんか、その点いかがでございますか。

それからもう一つは、細谷委員の質問で、出先

機関と地方自治の関係でございますが、これは本来国が行なうべき事務をたまたま現地処理ということで現地に機関を置くのだから、たまたま上、地方自治の侵害ということには起らないという趣旨の答弁があつたようでございますが、私も多少地方自治にかつて関係を持っております、何といたしましては、実は相当な圧力と申しますと語弊がございますけれども、そういうふうなことに實際上なりました、補助事業等の選択等についてもなかなかたまたまと実態が必ずしも一致しないケースがあることを承知しております。そこで、そのたまたまはたまたまでありませうけれども、そういう点で、この運用についてそのたまたまを貫くようなかまをとおしていくことが必要であらう。機構というやつは何せでござりますと一人歩きをする傾向がございますので、特にそういう歯どめといひますか、チェックすることについてどのような考えをお持ちか、第二点、お尋ねをしたいと思います。

○山中国務大臣 まず第一点の総合事務局であります。これは、実は地方自治の第二の議論と第一の議論とは少しまた関連がありまして、出先機関の中にもつとふやして組み入れてもいいものが単独出先機関であるではないか、こういうこととありますが、これは実は現地の意向等もありまして、総合出先機関はなるべく許可等を中心として、あるいは直轄で本省が行なうべきものを現地で、現地の意向も聞きながら、この裏には、建設工事等について琉球政府の職員等もいろいろと現地でやはり指導してもらつたほうがいいという意見等もあつたようでもあります、こういうようなことである意味では最小限にとどめたという配慮が別途あるわけでありませう。したがつて、いまお話しのように、本来ならば沖繩をブロックと仮定して進出を予定できないあるいはおそれるべきでないであろう機関、第十一管区海上保安本部、沖繩振興開発金融公庫あるいは電力会社、行政監察事務所、地区税関、国税事務所、沖繩海員

学校、沖繩气象台、まあ人事院事務所は別であります。が、こういうものはやはり別個の機能として、しかし沖繩県民のためのものばらのサービス行政として単独で出てもらいたい、こういうブロック的な権能をそこにおろすということにこれは配慮をしたわけでありませう。したがつて別な議論からすると、いまの沖繩総合事務局の構想そのものだけでも少し大き過ぎるのじゃないか、多過ぎるのではないかと議論が一方にはあるわけでありませう。したがつて、われわれとしては、このところのところがまあまあほどほどのところではなからうかというふうな気がいたしております。

その地方自治の自主権あるいは中央権力の自主権への介入になりがちであるという問題は、これはやはり厳に戒めなければなりません。したがつて補助率別表、そしてそれに伴う政令の補助率等について、お手元にもう届いておると思いますが、最大限の補助率、本土の各地域立法、振興法等に関するあらゆる補助率を下回らざる補助率を全部、まあ言う人の表現でいろいろであります。が、そんなにまでしてもいいという役所があるわけですから、そういう役所の言い分だと、本土の各法律のいいところだけを全部取つて――奄美振興でも、いまの奄美振興の補助率ではなくて旧奄美振興の、昭和二十八年出発したときの補助率、北海道開発法も旧北海道開発法の補助率というふうに、いいところだけをつまんで全部適用されるというのはいくらも意見もありました。

しかしながら、これは、やはり沖繩のために私たちが尽くし得る国の最大限の義務ではなからうかというふうに考えて、ようやくその関係当局とも話を最終的にセツトし、あとは予算の金額を待つというところになるわけでありませう。問題は、今度は本来都道府県知事あるいは港湾その他の管理者あるいは市町村長というふうな者が、本来自分たちが行なつてもいいものというもので申請すれば、これが国の直轄となり、あるいは十分の十の補助事業として行なわれるというふうな場合には、あくまでもこれは申請ということにしており

ます。したがつて県知事が申請しないものを、十分の十の補助だからこつちのほうでやつたほうがいいだらうという好意の押し売りをして、自主権を剝奪していくような結果にならないということ、これは法律上も明確であり、その点は委員も承知の上で質問しておられるわけでありませう。その点を一応申し上げておくとともに、十分の十の補助というもののおちいる弊害というお話がありませう。この点はまさに私もそのようなことがあつてはならないと思ひますから、ことに沖繩総合事務局は、その局長をそれぞれの行政の主管庁の大臣が指揮をすることになっております。

したがつて、その齊一性と十分の十の補助であることに逆に藉口した県政への干渉ということ、これはお互い厳に慎むべきことであります。で、これはお互いにととの上の議論でありますけれども、そのようなことのないように、ことに基本になる開発計画というものは、県知事の原案作成権というものが認められておりますから、それに従つて行なわれるとすれば、形式の上でも最大限のチェックは配慮しておるということはお認め願ひたいと思つて次第であります。

○委員 だいたいまの機構の問題について、行政管理庁長官はいかようなお考え方をなさつていらっしゃるのでしょうか。

○中村国務大臣 沖繩に置かれます国の行政機関につきましても、政府は第三次沖繩復興対策要綱においてその基本的な方針を定めております。沖繩における経済の振興及び社会の開発をはかるために、総合的な施策を策定し、あるいは推進し、その施策の実施に關しましては、関係行政機関の事務を総合調整することを主たる任務とする沖繩開発庁を総理府の外局として設置すること、それから那覇市に沖繩開発庁の機関として沖繩総合事務局を設置すること、あるいは沖繩総合事務局において所掌する事務以外の国の事務を所掌する行政機関を個別に設置して、これらのうち必要と認められるものにつきましても、原則として当分の間、本土におけるブロック機関の権限またはこ

れに準ずる権限を与えて、沖繩における事務を円滑に処理することとしたのでございませう。

○委員 次に、特別措置法及び改廃法に關連して、百五十七条という非常に膨大な条文でございませうから、各省ほとんど関係をお持ちになつておるわけでございます。この前法務関係についてお聞きをしたのでありますが、文部関係についてこの機会にお尋ねしたいと思います。

第一番目は、沖繩における教育委員会制度、これは、当然本土と違つておるわけでありませうが、復帰に伴ひまして、当然教育のよう国の基本的な問題でございませうから、一体的な処理をするというのが原則のように、いまでもお伺ひはいたしておりましたが、教特法の取り扱いも含めて、この機会に文部大臣からはつきりした考え方を伺ひたいと思ひます。

○高見国務大臣 お答えいたします。お話のように、教育はその国の基本的な重大な課題であるといふことは私も考えておるのであります。沖繩が本土に復帰いたします場合、教育行政制度につきましても本土と同じ姿にいたしたい、これは、私は最もすなおな考え方ではないか、かように考えております。教特法につきましても同じことが言える。いま漢先生がお話しになりました点は、私はそういう観点から教育行政制度を本土と一体化いたしたい、かように考えておるのであります。

○委員 それから、沖繩には国立になるであろう予定の琉球大学以外に私立大学がございませう。沖繩大学あるいは国際大学、それに付設されておる短期大学等があるわけでありませうが、その中身を見てみますと、いろいろな職員の構成もそうでありますし、学級の編制、その他本土水準に比べると非常に格差がございませう。こういう私立大学を復帰の後はどういうふうな取り扱いをなさるか、その点をお尋ねしたいと思います。

○高見国務大臣 お話のように、沖繩大学、国際大学という二つの私立の大学がございませうが、その設置基準というものを内地の設置基準から見ま

すという、お話にならぬほど低いのであります。そこで、政府といたしましては、何とかこの大学を統合することによりまして、せめて内地の最低基準まで持っていきたい。そのために必要な経費の三分の二は国が経費を持とうというので、せっかく山中長官の手元で、この問題を非常に真剣に取り扱っていただいております。話はだんだん煮詰まっております。復帰までには大体その方向に進むものと確信をいたしておるわけでありす。

○山中国務大臣 いまの沖縄の私立大学二校の統合問題は、このままでは復帰を迎えす、その内容等から見て、いわゆる本土の私立大学の扱いを受けない各種学校になるおそれがございます。したがって、このことは前々から関係者と、沖縄にせつかある私立大学、これをつぶすようなことをしてはなるまいというところで御相談をいたしておったのであります。やはり人的な関係その他が、なかなか話がうまく進んでおりませんでした。しかしながら、沖縄にゆかりの深い南援の会長である大浜信泉氏のあつせんによつて、いわゆる大浜私案というものによつて大体歩み寄りが見られてまいりました。その大浜私案の前提は、両大学の統合に際し、本土には例のないことであるけれども十億の補助金をくれ、国庫補助十億を前提として話し合いがまとまるということでございます。対策庁の私どものほうで、一括計上分として沖縄における私立大学の統合に対する補助金として、大浜私案の要請額と十億円の予算要求をいたしております。これによつて沖縄の琉球大学が国立に移り、そして二つある私立大学の基準以下のものというものが——統合しても若干まだ基準には達しない点が多々ございますが、これはやはり沖縄に私学を一つは残したい、またあるべきであるという考え方の政策の上から、この十億円というものを、沖縄大学の約束事でもありますので、私立大学の統合に対してぜひ国から支出をしたいと考えておる次第であります。

○委員 次に、現在沖縄の留学生の皆さんに對して国費でもって給与等を負担する制度がございますが、これは復帰をいたしますと当然留學はなくなるわけでありす。そこで、復帰対策要綱の中ではこれに準じた奨學措置を今後一定期間とつていくのだというふうに書いてございす。これは、当然漸減方式でいくだろうと思ひすが、その内容について簡単に伺ひをしたいと思います。

○山中国務大臣 これは、実は復帰対策要綱をつくりました時点では、沖縄側の意向というものが最終的にまとまっております。そこでやはり復帰後これを断ち切ることはいけませんし、もちろん、現在の既得権としての奨學資金を貸与されておる者について、それを打ち切ることも不可能なことでありますから、いま言われたような思想が背景にあつたことは否定できないのであります。その後、琉球育英会という組織が中心になつて、いろいろと試算をいたしました結果、本土政府から育英会に對して十億補助がもらえればということとを前提に自分たちが計算をされて、十億を入れてもらえれば自分たちの手で現在の國費本土留學、これが今度は内地留學になるわけだけれども、そういう制度が、そのままだと定員と実質同じ金額で保証される道を講ずることが可能であるという計算上の根拠を示されて、私もそれを試算してみたのであります。償還金その他等を総合して計算をすると、なるほど現在の体制が、実行できそうでありす。そこで、直接育英会に國が補助金を出すという例はこれもございせんので、これはやはり琉球政府、復帰後の沖縄県に十億を支出し、沖縄県から琉球育英会のファンドとして十億が支出されることによつて、今後は沖縄の國費留學生というものが何年間打ち切られるのかという心配はない。むしろ、永続して沖縄の基礎教育の格差というものを埋めるための國費留學生の制度というものが続行できるということに、かえつてプラスの面が出てまいつた次第であります。

ただし、他面、特殊選考ということをやっておりますから、この特殊選考の制度は五年間、すなわち沖縄の大學受験までの基礎勉強の条件というものが整備がされることによつて、それは試験は大体育英会が試験することになります。文部省の試験になりますか、いづれにしても五年間ぐらゐのめどで格差を埋めることに努力しようではないかといつておりますが、その國費留學生の実質の制度は、永続できる制度というものがそれによつて発見された。したがつて、そのための予算措置を講じておる次第でございます。

○委員 次に郵政大臣お見えでありますから、郵政省関係の二、三の点についてお尋ねをいたします。

第一番目は、沖縄における電信電話制度であります。これについて現在の制度は、本土と全体としては大差がないようでありすけれども、電話の基本料金あるいは度敷料あるいは市外の通話料等の料金は、沖縄のほうが本土よりも相当高いようにお聞きをいたしております。これらについては、復帰と同時に当然本土並みにするのだと思ひますが、反面今度、電話の設備料のほうになりますと、これは本土のほうが高い、こういうことで現地のほうからも再三いろいろな要請があつたわけでありす。そこで、その本土並みの——向こうが高いやつを低くするほうはいないのであります。この設備等についてどういふふうな取り扱いをなさるか第一点お伺ひをしたいと思います。

○廣瀬國務大臣 沖縄の電信電話、これは御承知のように本土と比べますとだいぶ劣つております。格差があるわけでございます。急いで整備拡充しなければならぬということになります。これにつきましても、日本電電公社で五カ年計画を立てまして、年次的に計画的に急いでやるというようになつておりますが、その内容の一、二について申し上げます。まず一般加入の電話につきましては、五カ年計画というの五十二年

度に終わりますけれども、その翌年度の五十二年度までに申し込んでそのまゝになつてゐるという、いわゆる積滞数のないよう、五十二年度の末までにはやつてしまひたいというような計画を立てておるのでございます。また公衆電話につきましては、なるべく大幅に拡充したいという考えがございすし、さらに即時化の問題については、これまたなるべく早く全国の即時網に入れた。本土と沖縄との即時化につきましては、たゞいま工事を進めておりますが、来年の十月までには実現できるようなことになるかと思つております。ただ先島につきましては、多少おくれます。五十二年度程度ということになるのじゃないかと思つております。あるいは五十二年度には実現できるかもしれません。即時化の問題でございます。

なお、ついでに申し上げておきますけれども、カラーテレビの放送につきましては、佐藤総理の特別な御指示もございまして、来年の沖縄の本土復帰のころまでには、その放送ができるというようになつて向かつてたゞいま進めておるわけでございます。こういうような状態でございますが、制度そのものにつきましては、たゞいま委員が御指摘のよう、公衆電氣通信法あるいは電信電話規則というのがございすが、これはいづれも本土の法制に準拠いたしてつくつておるわけでございます。大差ないわけでございますけれども、ただ、一口に申しますと、設備費は向こうのほうがずっと安い、使用料は本土のほうがずっと安くなつております。本土の約倍程度に使用料はなつてゐるわけでございます。そこで設備費の状況は、御承知のようにいままで九千円でございます。本土は五万円ということになつております。九千円から五万円に一足飛びではないかにも気の毒であるというのを考えまして、特別の措置をいたしまして、経過措置として、昨年の十一月二十日、つまり第一次の沖縄復帰対策要綱がきましますまでの申し込みに對しましては九千円のままで受け付ける、その後こしの六月十七日、

つまり復帰の協定が調印されたときまでは三万円、その後本土並みの五万円ということに特別に取り扱いたい、こういうふうに考えているわけでございます。

○委員 時間の関係もありますので二点伺いをしたいと思います。第一点は郵便についてであります。

速達扱いをいたします普通の郵便物あるいは速達扱いをしてない第一種定型あるいは郵便書簡、第二種郵便物、それから航空小包業務、沖縄のことです。当然一切がさい飛行機でやるということになると思いますが、その場合に料金その他のサービス等については、これは全く本土並みというふうに理解してよろしいかどうか。そういう点が一点。

それから第二点は、OHK沖縄放送、これは当然日本放送協会NHKと一緒にやるわけですが、NHKの運営は御承知のように運営委員が行なわれておる。その場合、沖縄運出の運営委員についてはどういうふうなお取り扱いをなさるおつもりか、その二点伺いをいたします。

○廣瀬国務大臣 郵便につきましては、申すまでもなく、復帰後は内国郵便の取り扱いにいたすわけでございます。すべて内国郵便の料金になるわけでございます。また、はがき、手紙につきましては、直ちに航空便をもって輸送するというようなことになるわけでございますが、御指摘のように、速達郵便につきましてはまだその方法が開けておりませんので、これもなるべくそういうようなことにはいたしたいというふうに考えているわけでございます。

それから、沖縄放送協会が日本放送協会NHKに統合されることになりまして、御指摘のように経営委員会の関係ができてくるわけでございますが、この経営委員というのは、学識経験に富んで公正な判断のできる人というようにことで、NHKが十二名選んで委員会をつくっているわけでございますけれども、そのうち八名は、俗に私ども地方区と申しておりますが、全国を八つの区域に

区画いたしましたして、その地域に住んでおります者から選定しなければならぬというようにすることになっておるのでございます。そこで、沖縄が本土に復帰いたしますと、九州の地区に入れて、特別に経営委員はふやす必要はないのじゃないかと、いろいろ考えもいたしたのでございまして、制度にも、御承知のように、放送の内容あるいは制度につきましても、沖縄はすいぶんおくれでございまして、だいぶ格差があるわけでございますから、特に沖縄住民の視座の声をNHKの放送内容に反映させる必要があるのだということを考えまして、特に沖縄には一名経営委員をふやして設けるといふことにいたしましたわけでございます。住民の声をよくNHKに反映させたい、このような趣旨から、そのようなことをやることにいたしております。

○委員 運輸大臣も見えになっておるようでありまして、運輸大臣にお尋ねをしたいと思います。現在の自賠制度についてであります。

本土の自賠制度と沖縄の自賠制度はかなり実内容が異なっております。たとえて申しますならば、沖縄法の場合は、これは人身事故だけじゃございまして、物損事故も一緒に扱っております。すし、保険の金額等も本土の場合は死亡一人当たり五百万円、傷害が五十万円、後遺傷害が十九万から五百万円というふうな扱いになっておりますが、沖縄の場合は全部つくる死亡あるいは傷害、後遺傷害、これを全部セットにして一人当たり五千ドル、五千ドルという、百八十万円程度にしかたっておりませんし、また一事故当たり一万ドル、三百六十万円というふうな頭打ちでございます。制限があるようでありまして、また、本土では六割再保険がききますが、向こうには再保険の制度がない、こういうことになっております。かなりこれは移行については問題が多い制度であります。これについてどういうふうな考え方で移行措置をおとりになるのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○丹羽国務大臣 ただいまの自賠責の制度につきまして、本土と沖縄と御指摘のとりの相違点がございまして、これらの調整につきましては、沖縄の自賠責制度というものは本土の責任原則その他自賠法の適用につきまして、本土の原則は大体入れてつくっている法制ということでございます。それで、直ちに復帰後におきましては本土法を適用いたしたい、こういうふうな思っておる次第でございます。しかし、ただいまお話がございまして、たとおり、本土におきましては人身事故だけにございまして適用がございまして片一方、沖縄におきましては物損事故につきましても適用がある。それからまた、額についても非常な相違がある、こういうことでございまして、その間に経過措置を講じまして、できるだけ選択的にこれを被保険者の希望にまかせまして、選択的に、経過的にこれを適用いたしまして、その間の緩和をはかってまいりたい、こう思っておる次第でございます。詳しくは自動車局長から御説明いたさせます。

○野村政府委員 お答えいたします。ただいま大臣から申し上げましたように、沖縄は本土復帰と同時に、自賠法の規定が適用になります。したがって、いわゆる強制保険といえます。そのものは人身事故だけになります。ただその中で、沖縄におきましては人身事故とそれから物損と両方が沖縄の自賠法の適用になっておりますので、物損部分につきましては、これが任意保険に切りかえられるという措置が法案の中に講じられております。

それから、金額につきましては、現在沖縄法に基づいて締結されております金額は、これは復帰後十四日間に本人が希望すれば本土の保険金額に変わる、希望しなければ現在のままの保険の金額になる、そういうことでございまして、もし不幸にして事故が起きました場合の本土と沖縄との金額の差額は、国家の保障事業で穴埋めをして加害者に求償をする、こういう措置になっております。今後の新しい契約を結ぶ場合は、当然本土並みになるわけでございます。

○委員 法務大臣お見えになったようでありますから、一、二お尋ねをしたいと思います。第一番目には、数は少のうございませうけれども、沖縄県には外国人の弁護士さんがいらっしゃる。この扱いについては普通の日本人である弁護士さんと違って、いろいろ特別な措置が必要であらうと思っております。その点一つ、第一点。

それから第二点は、向こうに会社、法人等がございまして、この法人の中で特に民法法人について私は問題があると思っております。そこで、民法法人の数は一体どのくらいあるのかということが一つ、それから本土の場合も実は認可のしつぱなしというふうなことで、ほとんど民法法人については、自後の監督等についてこのまかい規定もないし、いわばつくりつぱなしの状態に置いてあるものが非常に多い。睡眠法人といわれるようなものも実は過去に許可、認可した半分以上あるというふうな思っておりますので、特に民法法人の扱いについては、沖縄がせっかく返ってくるこの時期に、本土の民法法人も含めてこの取り扱いというものを考え直す必要がある、こう私は思いますが、その点についての法務大臣の考え方を伺いたしたいと思います。

○前尾国務大臣 民事局長からお答えさせていただきます。沖縄に現在あります民法法人の数は百六十三、これは一九七〇年、つまり昨年一月に調べた数で、ちょっと古うございしますが、現在も大体この程度であらうと思っております。

それから民法法人の、内地の民法法人を含めまして、法人に関するいろいろな問題があるという点は御指摘のとおりでございます。この点につきましては、主として民法の規定によりまして、主務官庁がその法人の監督をいたすことになっております。その民法の監督規定の運営の問題でございますので、各省庁に共通いたします。そこでその点につきましては、現在行管、総理府その他各省庁が協力いたしまして運営の改善をはかってまいりたい、こういうことをいたしておるわけでございます。

○委員 法務大臣お見えになったようでありますから、一、二お尋ねをしたいと思います。第一番目には、数は少のうございませうけれども、沖縄県には外国人の弁護士さんがいらっしゃる。この扱いについては普通の日本人である弁護士さんと違って、いろいろ特別な措置が必要であらうと思っております。その点一つ、第一点。

ます。

なお、法律の規定を若干改める必要があるかという点につきましては、法務省において目下検討することになっております。

それから弁護士関係につきましては、調査部長のほうからお答え申し上げます。

○貴家政府委員 現在沖繩におきまして、外国人弁護士として登録されておられる者が三十四人ございます。この制度は、昭和二十八年に米国民政府の布告によって初めて定められたものでございまして、現在の沖繩の弁護士法が昭和四十三年に施行されました後も従前どおりの取り扱いを受けているわけでございます。この布告によりまして、外国の弁護士資格を持っておられます者は琉球政府の法務局に特別の登録をいたすことによりまして、外国法に關して法律的助言及び訴訟代理をする権限が認められておるわけでございます。

そこで、最近の調査によりまして、この登録をいたしました者は三十六人おりましたけれども、死亡し、あるいは承認を取り消されまして、先ほど申し上げましたように、現在登録されております者は三十四人でございます。しかしながら、このうち実際に沖繩におきまして法律事務に従事しております者は十人未満という現状でございまして、その他の人々は、おおむね本国に帰るとかその他によりまして、現在すでに沖繩においては弁護士業務をしていない模様でございまして、また、そのわずかな外国人弁護士も、琉球政府の裁判所に出廷いたしますことはきわめてまれでございまして、大部分はもっぱら法廷外の活動、つまり、外国商社間の契約事務の代行というような法律事務を取り扱っている模様でございまして、

そこで、これらの外国人弁護士を復帰後どう取り扱うかということにつきましては、他の外国人の自由職業者の処遇とあわせましていろいろ検討されましたが、またアメリカ側とも話し合いが行なわれたのでございますが、一方におきまして、できる限り復帰前に適法に営んでおります業務の実績を尊重するということが一つございまして、

他面におきまして、しかしながらこれらの外国人弁護士は、たとえば裁判所の承認というふうな手続を踏みませんで、単に法務局に登録することによってその業務が認められているというふうな実情を考慮いたしまして、一応これらの者につきまして、復帰後も従前どおり業務を行なうことを認めるという方針は立てましたけれども、それに伴いまして、数点の制約を加えることにいたしております。これが沖繩の復帰に伴う特別措置に關する法律案の六十五条の規定でございまして、その制約は大体三点ございまして、

まず第一点といたしまして、対象者を制限することにしたいたしました。つまり、一応アメリカ側との最終的な話し合いの開始されます段階を基準といたしまして、昭和四十六年一月以降、現実に引き続きいて沖繩におきまして業務に従事している、そういう実績を持つておる者に限定するというのが第一点でございまして、

第二点といたしましては、復帰後あらためて最高裁判所の承認を得させるという点が第二点でございまして、この承認をいたす前提といたしまして、この法律案にございまして、最高裁判所が選考を行なうことができる。そして承認をいたした際には日本弁護士連合会の意見を聞かなければならないということにいたしております。なお、必要があると認める場合には、最高裁判所はその承認を取り消すこともできるという措置を講じております。

第三に制限的措置といたしまして、これらの外国人弁護士は、復帰後沖繩県の区域内に法律事務所を設けるといふことを条件といたしてございまして、

こういった三つの条件のもとに、従前どおり外国法に關しまして、これらの外国人弁護士に引き続き業務を行なうことを認めるといふのがこの法律案の趣旨でございまして、

○委員 人事院総裁お見えになっておるようでありますから、二点ほどお尋ねをいたします。第一番目は、復帰に伴いまして国家公務員にな

る者の給与の扱いであります。これは、当然本土制度を全面的に適用するということを基本方針となすおつもりでございます。ただ一定の場合に、どうしても経過措置をとらなければいけないものもあると思ひますが、そういう経過措置を講じなければいかぬ場合というのは具体的にどういふ場合なのか、それが第一点。

それから、向こうとこちの給与制度がかなり違った点がございまして、人によっては俸給が下がるというふうな人も出てくると思ひます。そういう場合の補償措置をどういふふうにお考えになっておられるか。

以上二点、お伺いいたします。

○佐藤(憲)政府委員 お答え申し上げます。

今回、復帰になりますと、およそ六、七千人の琉球政府の公務員の方々が国家公務員におなりになるのではないかと予想しておりますが、国家公務員におなりになりました以上は、完全に私どもの同僚として、従来の本土の法律のもとに立っていただく、これは申し上げるまでもないこととございまして、しかも、大体向こうの公務員関係の制度と従来の本土の制度とは、根本的にはあまり違いがありませんので、そう基本的問題というものはありませんけれども、いま御指摘になりましたように、具体的に一人一人の方々の待遇の違い、差異というものはこれは推定できることであります。私どもといたしましては、こちらに來られて待遇の上がる方もありますけれども、同時に不利益になられる方もこれはあり得るわけであります。そういう点に着目いたしまして、今回の法案の中にも一カ条設けさせていただきましたけれども、やはり給与の下がる方に対しては、差額を償うだけの手当というふうなものをどうしても差し上げなければならぬまいという気持ちで臨んでおるわけでございまして、

○委員 ほかの各省等についてもいろいろとお尋ねしたいことがあるわけですが、常識の時間というのを申し上げてございまして、この際、別な機会に残余の分は残しまして、きょう

は以上で質問を終わりたいと思ひます。(拍手)
○床次委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後零時四十六分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

昭和四十六年十一月二十二日印刷

昭和四十六年十一月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局